

3 投開票速報

(1) 投開票状況公表要領

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙 投開票状況公表要領

平成27年4月12日執行予定の鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び鳥取県議会議員選挙（以下「県議選挙」という。）の投票・開票状況の公表は、次により行います。

1 投票状況の公表

(1) 推定投票率

ア 推定投票率は、知事選挙についてのみ、次の速報投票区の投票状況により推定します。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校校体育館	鳥取市寿町907
米子市	第8投票区	米子児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	境港市渡町1356-1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町大字浦富2539-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	中山第3投票区	大山町役場中山支所	大山町赤坂66
日南町	第3投票区	生山自治会館	日南町生山739-3

イ 公表の時間及び方法

時間	方法
9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、20時 現在の推定投票率（計12回）	1)一覧表を県政記者室に提供（17部） 2)F-net（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、鳥取県選挙管理委員会ホームページ（以下「HP」という。）に掲載（更新）

※公表時間の取扱い

〔市町→県：8時50分から9時00時までの間に県へ報告。〕

〔県選管：9時00分現在を9時10分までに公表。以後60分間隔。〕

ウ 推定投票率の算定方法

(ア) 期日前投票の扱い

期日前投票者数については、9時の公表時点から当該速報投票区の分の数が加えられています（以降の報告時も同様）。

(イ) 不在者投票の扱い

不在者投票者数については、この算定から除外されています。

(ウ) 県全体の推定投票率については、次の算式に基づいて百分率（％）により算出するものとし、少数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで算定するものとします。

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]}{\text{(県の当日有権者数)}}$$

(2) 確定投票率

区分	時間	方法
知事選挙	20時30分 から30分おき 及び 最終確定時	1)県計集計票を県政記者室に提供（17部） 2)F-net（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、HPに掲載（更新）
県議選挙		4)＜希望する報道機関のみ＞ 県計集計票をメール送信（htm形式）

※「20時30分から30分おき」の取扱い

〔市町→県：確定後随時に県へ報告。〕

〔県選管：20時30分現在を20時40分までに公表。以後30分間隔。〕

2 開票状況の公表

(1) 知事選挙

区分	時間	方法
町村別開票速報(①) (確定報)	着信の都度	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供（17部） 2) F-net（県政記者室）等によりファクシミリ送信
市部開票速報(②)		
中間報	21時30分 から30分おき	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供（17部） 2) F-net（県政記者室）等によりファクシミリ送信
確定報	着信の都度	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供（17部）

		2)F-net (県政記者室) 等によりファクシミリ送信
時間別開票速報 (①と②を累計)	21時30分 から30分おき 及び 最終確定時	1) 県計集計票を県政記者室に提供 (17部) 2)F-net (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3) 2) に併せ、HPに掲載 (更新) 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信 (htm形式)
惜敗率、法定得票数 及び供託金の没収点	開票結果 最終確定時	

※「21時30分から30分おき」の取扱い

〔市→県：21時20分から21時30分までの間に県へ報告。以後30分間隔。〕

〔県選管：21時30分現在を21時40分までに公表。以後30分間隔。〕

(2) 県議選挙

区分	時間	方法
町村別開票速報 ① (確定報)	着信の都度	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供 (17部) 2)F-net (県政記者室) 等によりファクシミリ送信
市部開票速報 ②		
中間報	22時30分 から30分おき	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供 (17部) 2)F-net (県政記者室) 等によりファクシミリ送信
確定報	着信の都度	1) 個票を着信の都度県政記者室に提供 (17部) 2)F-net (県政記者室) 等によりファクシミリ送信
時間別開票速報 (①と②を累計)	22時30分 から30分おき 並びに 郡選挙区確定時 及び 最終確定時	1) 県計集計票を県政記者室に提供 (17部) 2)F-net (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 3) 2) に併せ、HPに掲載 (更新) 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信 (htm形式)
惜敗率、法定得票数 及び供託金の没収点	開票結果 最終確定時	※郡選挙区確定時は岩美郡を除く。

※「22時30分から30分おき」の取扱い

〔市→県：22時20分から22時30分までの間に県へ報告。以後30分間隔。〕

〔県選管：22時30分現在を22時40分までに公表。以後30分間隔。〕

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

4 県選管公表時刻一覧表

別添1のとおり。

5 各市町村選管開票予定場所及び予定時刻表

別添2のとおり。

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙の開票状況県選管公表時刻一覧表

区分	公表項目	公表方法	公表時刻	
鳥取県知事選挙	推定投票率 投票速報 《抽出投票区 集計表》	資料提供 F-net ほかファクシ ホームページ	9:00	15:00
			10:00	16:00
			11:00	17:00
			12:00	18:00
			13:00	19:00
			14:00	20:00
時間別 投票速報 《県集計表》	<ul style="list-style-type: none"> 当日有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 	資料提供 F-net ほかファクシ メール ホームページ	20:30 21:00 21:30 (30分おき) ～最終確定時	
市町村別 開票速報 《個票》	<ul style="list-style-type: none"> 候補者別得票数 有効投票数 無効投票数 投票総数 持ち帰りその他 投票者総数 	資料提供 F-net ほかファクシ	市町村から速報が入り次第、公表	
		〔市部中間報は、開票率、候補者別得票数、得票数合計のみで、21:30から30分おきに最終確定まで〕		
時間別 開票速報 《県集計表》	<ul style="list-style-type: none"> 候補者別得票数 有効投票数 無効投票数 投票総数 持ち帰りその他 投票者総数 無効投票率 開票率 	資料提供 F-net ほかファクシ メール ホームページ	21:30 22:00 22:30 23:00 23:30 (30分おき) ～最終確定時	
		〔市部中間報は、開票率、候補者別得票数、得票数合計のみ〕		

区分	公表項目	公表方法	公表時刻	
推定投票率 投票速報	(知事選挙についてのみ公表)			
時間別 投票速報 《県集計表》	<ul style="list-style-type: none"> 当日有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 	資料提供 F-net ほかファクシ メール ホームページ	20:30 21:00 21:30 (30分おき) ～最終確定時	
市町村別 開票速報 《個票》	<ul style="list-style-type: none"> 候補者別得票数 有効投票数 無効投票数 投票総数 持ち帰りその他 投票者総数 	資料提供 F-net ほかファクシ	市町村から速報が入り次第、公表	
		〔市部中間報は、開票率、候補者別得票数、得票数合計のみで、22:30から30分おきに最終確定まで〕		
時間別 開票速報 《県集計表》	<ul style="list-style-type: none"> 候補者別得票数 有効投票数 無効投票数 投票総数 持ち帰りその他 投票者総数 無効投票率 開票率 	資料提供 F-net ほかファクシ メール ホームページ	22:30 23:00 23:30 00:00 00:30 01:00 (30分おき) ～郡選挙区確定時 ～最終確定時	
		〔市部中間報は、開票率、候補者別得票数、得票数合計のみ〕		

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙の各市町村選管開票予定場所及び予定時刻表

団体名	開票の場所	知事選挙			県議選挙			
		投票 速報 予定 時刻	開票 開始 予定 時刻	開票 速報 予定 時刻	投票 速報 予定 時刻	開票 開始 予定 時刻	開票 速報 予定 時刻	
都市	鳥取市	鳥取市民体育館	21:30	21:00	23:00	21:30	21:00	0:00
	米子市	米子市民体育館	21:20	21:00	22:40	21:20	21:00	23:50
	倉吉市	倉吉市営体育センター	21:00	21:00	22:40	21:05	21:00	23:15
	境港市	境港市民会館	20:40	21:00	22:40	20:40	21:00	23:40
岩美郡	岩美町	岩美町中央公民館	19:45	20:00	20:45	19:45	20:00	21:20
八頭郡	若桜町	若桜町山村開発センター	20:50	20:50	22:20	20:50	20:50	23:20
	智頭町	智頭町総合センター	20:30	20:45	22:00	20:30	20:45	23:00
	八頭町	八東体育文化センター	20:30	21:10	22:30	20:30	21:10	22:50
東伯郡	三朝町	三朝町総合文化ホール	20:45	21:00	21:50	20:50	21:00	22:15
	湯梨浜町	湯梨浜町立羽合小学校	20:50	21:00	22:30	20:55	21:00	23:00
	琴浦町	東伯勤労者体育センター	19:50	20:00	21:15	19:50	20:00	22:15
	北栄町	北条農村環境改善センター	20:55	21:00	22:30	20:55	21:00	23:00
西伯郡	日吉津村	日吉津村農業者トレーニングセンター	20:10	20:15	21:15	20:10	20:15	22:00
	大山町	大山町保健福祉センターなわ	20:00	20:15	22:00	20:00	20:15	23:00
	南部町	プラザ西伯	20:20	21:00	21:40	20:25	21:00	22:30
	伯耆町	伯耆町農村環境改善センター	20:30	21:00	21:45	20:30	21:00	22:30
日野郡	日南町	日南町役場	20:00	20:15	21:40	20:00	20:15	22:40
	日野町	日野町山村開発センター	20:40	20:45	21:45	20:40	20:45	22:30
	江府町	江府町山村開発センター	20:20	20:40	21:30	20:20	21:30	22:20

(2) 投開票速報実施要領

第 201400197899 号
平成 27 年 3 月 20 日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における投票速報及び開票速報の取扱いについて（通知）

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の投票速報及び開票速報については、別添の「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙 投開票速報実施要領」により実施しますので、特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

記

1 一般的事項

- (1) 県選管への報告については、県選管が定める様式又は県選管の了解をあらかじめ受けている様式により行うこと。
- (2) 帳票は誤りなきよう入力し、必ず入力者以外の者との読み合わせを行うこと。
- (3) 送信者は、データ送信した後、送信機器の送信状況を確認すること。
- (4) 投開票連絡責任者は、県選管に予め報告した連絡用電話が受け取られるよう常時待機態勢を整えておくこと。
- (5) 送信は、迅速かつ正確に行い、決して忘れてたり遅れたりすることのないようにすること（速報事務に大きな混乱を起こすと同時に、報道機関への公表にも影響するため。）。
- (6) 無効投票についても、速報を入れる必要があるので、注意すること。

2 投票速報

期日前投票及び不在者投票を含むものであるので、十分に注意すること。

3 開票速報

- (1) 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う「確定報」と開票の中間状況を速報する「中間報」（4市のみ）の2種類があること。
- (2) 4市の中間報については、鳥取県知事選挙にあつては21時30分から30分おきに、県議会議員選挙にあつては22時30分から30分おきに、それぞれ速報を入れること（例、21時30分については、21時20分から30分までの間に報告すること）。

なお、中間報は、「開票率0」の場合でも必ず行うこと。

4 無効投票速報

- (1) 無効投票速報は、鳥取県議会議員選挙及び鳥取県議会議員選挙の開票速報（確定報）に引き続き、各選挙の無効投票の内訳をファクシミリにより報告すること。
- (2) 速報に当たっては、「鳥取県知事選挙無効投票速報発信票」及び「鳥取県議会議員一般選挙無効投票速報発信票」により行うこと。

なお、速報の際は、併せて無効投票率

無効投票速報発信票「合計」

開票速報「投票総数」

も速報すること。

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

5 訂正報

- (1) 訂正報告については、最初に、県選管に対し訂正報がある旨を電話連絡し、県選管の指示を受けること。
- (2) 電話連絡後、県選管が定める様式により県選管にファクシミリ送信を行い、訂正箇所、数値の正誤対照及び訂正理由を正確に報告すること。
- (3) ファクシミリ送信後、県選管の指示により、遅滞なく訂正報告に係るデータ送信を行うこと。

6 オンラインシステム不通時等の速報

- (1) 通信回線の不通等によりオンラインシステムによる報告ができない場合の報告については、ファクシミリにより実施すること。ファクシミリによる報告もできない場合の報告については、電話により実施すること。
- (2) 機器等の故障に備えて、県が定める様式をあらかじめ印刷して準備しておくこと。

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙 投開票速報実施要領

平成27年4月12日執行予定の鳥取県議会議員選挙（以下「知事選挙」という。）及び県議会議員選挙（以下「県議選挙」という。）は、次により実施します。

1 通常時の速報報告（オンラインシステム）

- ・各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報は、原則としてオンラインシステムにより行います。
- ・詳細については、下記のほか「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙投開票速報オンラインシステム操作マニュアル」（別途通知）を参照してください。
- ・県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）へオンラインシステムでデータ送信を行った後は、システム画面上の「送信内容確認」を表示するなどして、送信状況を必ず確認してください。
- ・予定時刻までに報告のない市町村に対しては、県選管事務局長の指示により、督促する場合があります。

(1) 当日有権者速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票前日12時まで	県選管にファクシミリにより報告

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

(2) 投票速報（知事選挙、県議選挙）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県選管にオンラインシステムにより報告 (知事選挙、県議選挙の順)

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

注) 知事選挙と県議選挙を混同しないようにしてください。

注) 報告数には、期日前投票、不在者投票を含めた数値を報告してください。

注) 当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みます。

(3) 開票速報（知事選挙、県議選挙）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 《4市中間報》 知事選挙：21時30分から30分おき報告 県議選挙：22時30分から30分おき報告 (例：21時30分については、 21時20分から30分までの間に報告)	県選管にオンラインシステムにより報告 (知事選挙、県議選挙の順)

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

注) 知事選挙と県議選挙を混同しないようにしてください。

注) 市町村における投開票状況の公表は、県選管に報告した後、各市町村選管において柔軟に対応してください。

(4) 訂正報

報告した数値に間違いを発見した場合は、直ちに訂正速報を下記のとおり行ってください。

ア 電話報告

最初に、訂正速報を行う旨を電話連絡し、県選管の指示を受ける。

(電話番号：0857-26-7057/7580)

イ ファクシミリ送信

訂正報用のファクシミリ送信様式（別途通知）を用いて、県選管にファクシミリ送信すること。その際、記載例（別途通知）に従い、数値の正誤対照、訂正理由を正確に報告すること。

(ファクシミリ番号：0857-26-8129)

ウ オンラインシステム

上記の直後に、オンラインシステムにより訂正報のデータ送信を行う。

(5) 無効投票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 開票速報に引き続き	無効投票の内訳を県選管にファクシミリにより報告

注) 県選管は各市町村選管からの無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県選管からの解除指示があるまでは待機し、緊急連絡が取れるようにしてください。

注) 報告に当たっては、「鳥取県知事選挙無効速報投票速報発信票」及び「鳥取県議会議員選挙無効投票速報発信票」により行ってください。

注) 速報の際は、併せて無効投票率（＝無効投票速報発信票「合計」÷開票速報「投票総数」）も速報してくだ

さい。この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。

(6) 推定投票率速報 (知事選挙)

- ・推定投票率速報は、次の速報投票区において、オンラインシステムによらず、県選管からの電話聞き取りにより実施します。
- ・実施方法については、「鳥取県知事選挙推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907
米子市	第8投票区	米子児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	境港市渡町1356-1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町大字浦富2539-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	中山第3投票区	大山町役場中山支所	大山町赤坂66
日南町	第3投票区	生山自治会館	日南町生山739-3

2 非常時の速報報告 (ファクシミリ又は電話による報告)

端末機器の故障、インターネット回線の不通等により、オンラインシステムによる報告ができない場合は、次により報告してください。

- (1) 県選管に対して、オンラインシステムによる報告ができない旨と現在の状況を連絡してください。
(連絡先電話番号は1の(4)訂正報の場合と同じ)
- (2) 報告はファクシミリ送信により行います (ファクシミリ報告用の様式等については別途通知)。
(送信先ファクシミリ番号は1の(4)訂正報の場合と同じ)
- (3) 上記2のファクシミリ送信による報告もできない場合は、県選管への電話報告により行います。

最初に、報告する内容 (知事選挙か県議選挙か、投票速報か開票速報か) を伝え、次いで、県選管担当者の指示により、各項目の数値を読み上げてください。この際、市町村選管担当者の読み方は、「4527 (よんせん・ごひゃく・ふたじゅう・なな)」という要領で行い、県選管担当者からは、「よん・ご・にい・なな」という要領で復唱することとします。

注) 集計ソフト等を活用している場合で、万が一ファイルの作成や帳票の出力もできない事態となったときは、ファクシミリ報告用の様式 (別途通知) を流用してください。

3 問い合わせ先等

- (1) 投・開票速報の報告に関する質疑

投開票当日以外	投開票当日
(0857) 26-7581/7058	(0857) 26-7057/7580

- (2) その他管理執行に関する質疑
(0857) 26-7058/7061
- (3) 訂正報及び非常時報告用のファクシミリ番号
(0857) 26-8129

(3) 事務分担及び事務処理要領

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員長 相見 慎
 委員長職務代理者 英 義人
 委員 大口 久志
 委員 吉田 圭子

1 組織及び分担

係名・人数	分 担 事 務	担 当 者
総指揮 (1)	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	酒嶋事務局長
総務係 (兼3)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	(福田次長、内田、小林)
発表係 (6+兼1)	県政記者室における投票速報及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	記者室(酒嶋事務局長) 高橋参事 印刷配布・FAX送信担当 川上、内田、小林、遠藤、石本慎
指導係 (3)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。 併せて、ファクシミリ等により国への報告を行う。	溝内次長、宮本係長、石本昭
推定投票率 受信係 (1+兼7)	速報投票区から投票速報を受信し、県内の投票率を推定する事務を処理する。 推定投票率のホームページへの掲示を行う。	総括(溝内次長) 集計・FAX送信 (宮本係長、石本昭) 受信(小泉、小椋、) 福田(交通) HP(片山、武田)
代行入力係 (兼3)	(非常時対応) インターネット不通時に市町村からファクシミリ又は電話連絡で送信される投票速報及び開票速報の受信及び代行入力に関する事務を処理する。	(遠藤、石本慎、片山)
電算係 (10)	投票速報及び開票速報の集計に関する事務(受信、出力、帳票確認)を処理する。 HP及び電子メールによる投票速報及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	受信担当 知事選挙 吉川、岩片 県議選挙 田中、秋本 県集計表担当 知事選挙 福田裕、村岡 県議選挙 浦上、小椋 HP担当 武田 メール送信担当 矢田部(情報)
調整係 (3+兼1)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、無効投票速報の受信状況を確認し、市町村との連絡調整を行う。	福田次長、(宮本係長) 小泉、片山

27知事県議：昼8名、夜23名、うち昼夜通し7名。

(26衆：昼9名、夜25名、うち昼夜通し6名。)

(25参：昼11名、夜23名、うち昼夜通し7名。)

(24衆：昼9名、夜23名、うち昼夜通し7名。)

(23知事県議：昼9名、夜25名、うち昼夜通し4名。)

(22参：昼11名、夜24名、うち昼夜通し6名。)

(21衆：昼11名、夜23名、うち昼夜通し5名。)

2 各係の事務処理要領(指導係及び総務係を除く。)

推定投票率受信係

◎推定投票率は、知事選挙について、速報投票区の投票状況により推定するものである。

(1) 電話区分等

速報投票区からの投票速報を受信する場合の電話の区分等は、次のとおりである。

市町村	速報投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	受信電話番号	担当者
鳥取市	鳥取市 第4投票区	鳥取市立西中学校 体育館	太田 薫道	090-5377-1373	(0857) 26-7089	福田

	第4投票区	体育館				
米子市	米子市 第8投票区	米子市児童文化 センター	米田 克宏	090-8243-9814	” 26-7089	
倉吉市	倉吉市 第5投票区	倉吉市立西郷小学校 体育館	山崎 慎之介	090-3633-8177	” 26-7089	”
境港市	境港市 第1投票区	渡公民館	遠藤 彰	0859-45-0903	” 26-7591	小椋
岩美町	岩美町 浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合 浦富支所	上田 康正	0857-72-0535 090-3376-3525	” 26-7591	”
八頭町	八頭町 第17投票区	八東体育文化センター	竹内 泰弘	090-4890-4931	” 26-7591	”
琴浦町	琴浦町 第11投票区	赤碕地区公民館	浜川 明	090-4103-3928	” 26-7059	小泉
大山町	大山町 中山第3投票区	大山町役場中山支所	田中 彰	0858-58-6111	” 26-7059	”
日南町	日南町 第3投票区	生山自治会館	弓場 弘之	0859-82-1444	” 26-7059	”

- (2) 予行通話
投票日の当日午前8時30分に予行通話を行う（県から発信を行う。）。
- (3) 受信時刻
投票日の当日次の時刻である（速報投票区においては、それぞれ時刻の10分前の数字を報告する。）。
9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、20時（計12回）
- (4) 受信票の記入
速報投票区からの投票速報を受信したときは、「鳥取県知事選挙投票速報発信受信票」の「投票者(4)～(6)」に記入する。ただし、9時の報告を受信するときは、併せて「当日有権者(1)～(3)」についても記入する。
- (5) 期日前投票者数が含まれていること等の確認
9時の報告を受信する際には、次の事項を確認する。
①期日前投票者数が含まれていること
②不在者投票者数は除外していること
- (6) 電話の発信
速報に当たっての電話の発信は、県から行う。
- (7) 推定投票率の公表
公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室Fネットによるファクシミリ送信により行い、公表時刻（時点）は、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、20時とする。
なお、県政記者室Fネットに登録されていない報道機関に対しては、地域振興課内ファクシミリによる送信を行う。
- (8) ホームページへの掲示（HP担当）
集計の際に作成したデータを使用して、ホームページ用データを作成し、定時（12回）に更新する。
- (9) 中間投票状況の報告（中央選管への報告：計1回）
13時現在の投票状況について、14時までに電子メールにより総務省へ報告する。

電算係

- (1) 電算係の事務については、別に定める電算係事務処理要領のとおりとする。

発表係

- (1) 発表は、県政記者室で行う（別途、電算係によってメール送信とホームページ掲載が行われる。）。
- (2) 県政記者室へ提供する書類はすべてB4判に拡大コピーする。
- (3) 印刷配布・FAX送信担当
ア 市町村受信票（知事選挙及び県議選挙の市町村別開票速報）
電算係受信担当から回付された受信票（市の中間報を含む）の原本に下記ウの手順でスタンプを押印して18部をB4サイズに拡大コピーし、まず写し1部を県集計表確定処理時の確認用として電算係集計表担当に配付するとともに、残りの写し17部（選管事務局長手持用1部、報道関係者用15部、広報課用1部）と同票の原本（Fネット送信用1部）を県政記者室へ持参する。
県政記者室では、参事（必要に応じて、参事から事務局長へ回覧。）に写し1部を手交した後、「〇〇市（町村）、知事（県議）、開票結果、●●時●●分公表（、中間報）です。」と発声し、写し15部を各社の箱（報道機関名の表示があるもの）に入れて、残る写し1部を広報課の箱に入れる。写し17部の中で残部が生じた場合は、記者室の非常勤職員の机上に設置された箱（「選管事務局」と書かれた箱）に入れる。
次に、記者室内で、同票の原本（左上にFを記入）を用いて下記エの手順でFネットのファクシミリ送信を行う。
Fネット送信後、同票の原本を事務室に持ち帰り、Fネット送信先以外で報道機関から希望のあった送信先（その他送信先）に、同票の原本を用いて下記オの手順でファクシミリ送信を行う。
その後、同票の原本については、原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れて保管する。
- イ 県集計表（投票速報：知事選挙、県議選挙それぞれの投票速報・開票速報）

電算係県集計表担当から回付された県集計表の紙帳票原本（A4）に下記ウの手順でスタンプを押印して18部をB4サイズに拡大コピーし（複数枚のときはホッチキスで止める。）、まずB4サイズ写し1部を指導係（のカゴ）に配付するとともに、残りのB4サイズ写し17部（選管事務局長手持用1部、報道関係者用15部、広報課用1部）及び同票のA4サイズ原本（Fネット送信用1部）を県政記者室へ持参する。

県政記者室では、参事（必要に応じて、参事から事務局長へ回覧。）に写し1部を手交した後、次のとおり発声する。

「知事（県議）、投票（開票）結果、●●時●●分公表です。」

「最終確定●●時●●分 知事（県議（△△郡選挙区）） 投票（開票）結果です。」

写し15部を各社の箱（報道機関名の表示があるもの）に入れて、残る写し1部を広報課の箱に入れる。写し17部の中で残部が生じた場合は、記者室の非常勤職員の机の上に設置された箱（「選管事務局」と書かれた箱）に入れる。

次に、記者室内で、同表の原本（左上に㊦のゴム印を押印。）を用い下記エの手順でFネット送信を行う。

Fネット送信後、同表の原本を事務室に持ち帰り、Fネット送信先以外で報道機関から希望のあった送信先（その他送信先）に、同表の原本を用いて下記オの手順でファクシミリ送信を行う。

その後、同表の原本については、原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れて保管する。

(4) Fネット不達時の処理

ア 発表係によるFネット送信が不達に終わった報道機関が出たときの対応は次のとおりとする。

① 参事は、Fネットの送信結果（用紙）を常時観察する。エラーが出たときは、Fネットのファクシミリ前に貼り付けてある該当報道機関の連絡先（ファクシミリ番号）を参照し、個別にファクシミリの再送を行う。

② ファクシミリ再送時の原稿は、広報課の箱に入っているB4判の写しをそのまま用いる。

ウ スタンプ押印ルール（複数枚のときは全ての原稿に押印する。）

市町村 受信票	知事選挙 県議選挙	<ul style="list-style-type: none"> ・開票速報（中間報）：「<u>中間報</u>」を押印（印刷・配布する。） ・開票速報（確定報）：<u>押印なし</u>（印刷・配布する。）
県集計表	知事選挙 県議選挙	<p>※知事・県議共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票速報（定時報）：押印なし（印刷・配布する。） ・投票速報（確定報）：「<u>確定報</u>+<u>全確定 時 分</u>」を押印 （「全」の文字及び時刻記入後、印刷・配布する。） ・開票速報（定時報）：押印なし（印刷・配布する。） ・開票速報（確定報）：「<u>確定報</u>+<u>全確定 時 分</u>」を押印 （「全」の文字及び時刻記入後、印刷・配布する。） <p>※県議選挙のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開票速報（郡選挙区確定報）：<u>市郡選挙区確定 時 分</u> を押印 （選挙区名、時刻記入後、印刷・配布する。）

エ Fネットの送信方法

別添「Fネット送信方法」にしたがい、原稿をファクシミリ送信する。（「Fネット送信方法」2～5の作業を行う。）

※送信原稿（複数枚の場合はそれぞれの原稿）の左上に㊦のゴム印を必ず押印する。

※送信完了後に送信結果が出力されるが、作業時間の都合上、これを待たずに次の作業に取りかかる。

※Fネットの送信作業には、記者室に待機している参事が立ち会う。また、送信確認結果の出力については、参事が手持とする。

※なお、訂正報の場合、原本はA3になるので、速報本部でA4縮小コピーを1部した上で、送信する。

※持参した送信用原本は、Fネット送信の後、速報本部（地域振興課）へ持ち帰る。

オ その他送信先へのファクシミリ送信方法

Fネット送信後、速報本部（地域振興課）に送信用原本を持ち帰り、事前に一斉送信先を設定した地域振興課ファクシミリ（0857-26-8129）から「その他送信先」に送信し、送信済みの原本は速報本部（地域振興課）内で原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れる。

カ 訂正報（郡選挙区確定前（開票速報のみ）又は全市町村確定前）の処理

訂正報の連絡があった場合、調整係（又は指導係）に呼ばれるので、訂正市町村名、訂正する速報の別（知事選挙又は県議選挙、投票又は開票）、訂正理由の説明を受けた後、調整係の指示により訂正報の作成に移る。電算係受信担当から回付された訂正前受信票（A4）と訂正後受信票（A4）を各1部A4サイズのままコピーした上で、直ちに訂正前受信票と訂正後受信票の原本（A4）各1部を原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れる。

残った写し各1部を所定の訂正報用紙（A3）に貼り付け、訂正理由を記入した上で、20部をB4サイズに縮小コピーし、まず写し1部（B4）を電算係県集計表担当に配付し、次に写し1部（B4）を指導係に配付し、さらに写し1部（B4）を電算係メール送信担当に配付する。別途、Fネット送信用かつ訂正報原本となる1部をA4サイズに縮小コピーする（貼り付け作成した訂正報用紙（A3）は原本扱いしない。）。

その上で、報道資料提供に移るが、提供のタイミングは次のとおりとする。

①投票速報の場合

県集計表の次の公表時刻の際に、作成した訂正報も併せて、報道資料提供（県政記者室での紙配付→F ネット送信→その他送信先ファクシミリ送信）を行う。

②開票速報の場合

直ちに行く。作成した訂正報について、報道資料提供（県政記者室での配付→F ネット送信→その他送信先ファクシミリ送信）を行う。

上記①②のタイミングにより、残りのB4サイズ写し17部（選管事務局長手持用1部、報道関係者用15部、広報課用1部）とA4サイズ原本1部を県政記者室へ持参する。

県政記者室では、選管事務局長（不在時は参事）に写し1部（B4）を手交する。事務局長（不在時は参事）は、次のとおり発声し、説明を行う。

<事務局長説明の例>

①投票速報の場合

「知事（県議）、●●時●●分に公表した投票結果の訂正です。〇〇市（町村）に訂正があります。理由は・・・です。」

②開票速報の場合

「知事（県議）開票結果の訂正です。〇〇市（町村）に訂正があります。理由は・・・です。」

事務局長からの発声（説明）後、発表係は写し15部（B4）を各社の箱（報道機関名の表示があるもの）に入れ、残る写し1部（B4）を広報課の箱に入れる。これらの写し17部（B4）の中で残部が生じた場合は、記者室の非常勤職員の机上に設置された箱（「選管事務局」と書かれた箱）に入れる。

次に、記者室内で、手元に残った訂正報のA4サイズ原本（1枚目の右上にFを記入）を用いて上記エの手順でFネット送信を行う（事務局長不在時を除き、Fネット送信には参事が立ち会う。）。

Fネット送信後、訂正報のA4サイズ原本を速報本部（地域振興課）に持ち帰り、Fネット送信先以外で報道機関から希望のあった送信先（その他送信先）に対し、訂正報のA4サイズ原本を用いて上記オの手順でファクシミリ送信を行う。

その後、訂正報のA4サイズ原本は原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れて保管する。

キ 訂正報（郡選挙区確定（開票速報）又は全市町村確定後）の処理

知事選挙及び県議選挙の開票速報において、郡選挙区又は全市町村が確定した後になって訂正報が入った場合は、調整係の指示により、一先ず、報道機関あてに訂正報が入る旨を県政記者室からFネット送信した後、別途、県集計表に修正箇所を明記した訂正後紙帳票を作成することとし、上記記に準じた処理により、報道資料提供を行う。

ク 借敗率、供託物没収点及び法定得票数

各選挙区確定時の開票速報（県集計表）に表示される。

調整係

◎使用する電話及びファクシミリは以下のものとする。

■電話： 0857-26-7057・7580

■FAX： 0857-26-8129（地域振興課）

(1) 速報の進捗管理及び市町村との連絡調整

ア 共有フォルダの監視、チェックリスト、掲示板並びに受信票及び県集計表の検収により処理状況を把握し、速報全体の進捗状況を管理する。

イ 電算係へのデータ受信、集計・公表ファイル出力等の指示を行う。

ウ 報告が遅滞している市町村に対する連絡を行うよう指導係に指示する。

エ 投開票速報に違算その他の異常が認められた場合は、市町村に対する連絡・確認を行う。

オ 無効投票速報の受信後、当該市町村に係る速報事務の進捗状況を確認し、解除又は待機の連絡を行うよう指導係に指示する。

(2) 訂正報の処理

訂正報は、①市町村から第一報として電話連絡を受けた上で、②正誤対照表をファクシミリで受信し、訂正内容を確認した後、③訂正報のデータを受信して行う。

訂正報の第一報があったときは、指導係及び発表係とともに訂正理由を確認する（電話連絡と正誤対照表のファクシミリ受信は前後することがあるので、ファクシミリ受信器の動作に注意する。）。

電算係及び発表係に対してデータ受信、出力及び次回公表時刻における訂正報の発表に係る指示を行う。

【一般的な手順】

①市町村から訂正報の電話があったときは、電話を切らずに「〇〇市（町村）、知事（県議）、投票（開票）結果、訂正報入ります。」と発声。

②指導係及び発表係を呼ぶとともに、当該市町村受信票の処理状況（受信票発表前か後か（開票速報の場合）、県集計表発表前か後か）を確認する。

③引き続き、電話を切らず、市町村の速報担当者に正誤対照表をファクシミリで送信済みであることを確認する（正誤対照表が調整係の手元に未だないときは、ファクシミリからの取出しも調整係が行う。）。

④正誤対照表に付記されている訂正理由を確認する。訂正理由に疑義があるときは、指導係と電話を替わり、

訂正理由の疑義を確認してもらった後、再び調整係に替わってもらう。

⑤受信した正誤対照表をもとに、訂正内容（すべてのデータを読み合わせ）を確認する（市町村が訂正箇所には○印を付すことになっているが、漏れている場合は読み合わせをしながら○印を付す。）。

⑥訂正内容が確認できたら、訂正報を了解するので正式な訂正報をデータ送信するよう市町村の速報担当者に指示した上で電話を切り、正誤対照表を電算係受信担当に回付し、訂正報データを受信し次第、訂正報の処理を始めるよう電算係及び発表係に指示する。

⑦県政記者室で待機する選管事務局長（不在時は参事）に電話連絡（内線7700）を行い、「〇〇市（町村）から、知事（県議）の投票（開票）結果について、訂正の連絡がありました。間もなく訂正報が入ります。」と第一報を入れる。

a) 最終確定前の訂正の場合

速報本部で訂正報の処理を確定させた後、発表係が訂正報の報道提供資料を持参するので、事務局長は、発表係から訂正報の写し1部の手交を受けた後、県政記者室向けに補足説明を行う。

b) 最終確定後の訂正の場合

速報本部で訂正報の処理が確定するのを待たないで、事務局長は、間もなく訂正報が入る旨を、直ちに報道記者室向けに予告する（緊急連絡扱い。発表係も直ちに県政記者室へ向かい、訂正報を予告する緊急連絡をFネット送信する。）。訂正報の処理が確定した後、改めて発表係が訂正報の報道提供資料を持参する。事務局長は、発表係から訂正報の写し1部の手交を受けた後、県政記者室向けに補足説明を行う。

<事務局長説明の例>

①投票速報の場合

「知事（県議）、●●時●●分公表の投票結果について訂正があります。〇〇市（町村）に訂正があります。理由は・・・です。」

②開票速報の場合

「知事（県議）開票結果の訂正です。〇〇市（町村）に訂正があります。理由は・・・です。」

⑧その後の手順は通常の処理と同じである。なお、最終確定後の訂正の場合は県集計表の最終確定処理のやり直しも行う。

(3) 市町村インターネット不通時の処理

ア 市町村のインターネットが不通となったときは、第一報が電話（0857-26-7057・7580）で入るので、データ送信ができない報告の種類（知事又は県議、投票結果又は開票結果など）を聞き取り、

①電話を切らずに「市町村インターネット不通。送信できない報告は、〇〇市（町村）、知事（県議）、投票（開票）結果です。」と発声する。

②市町村の速報担当者に対して、インターネット復旧までの間は、ファクシミリ報告を行うことを指示し、「〇〇市（町村）、ファクシミリ報告を指示しました。」と発声する。

イ 市町村の速報担当者との電話を切り、代行入力係に対し、当該市町村からのファクシミリ報告があり次第、代行入力を行うことを指示する。この場合、当該市町村に割り当てた投開票速報オンラインシステムのID及びパスワードを代行入力係に引き継いだ上で、別に定める投開票速報オンラインシステム（市町村選管用）の手順に従うよう改めて指示する。

ウ 調整係は、市町村からのファクシミリ受信票を確認し、受信票を代行入力係に回付する。代行入力の場合、市町村受信票の受信時刻については、ファクシミリの受信時ではなく、代行入力したデータの受信時によるものとする。必要に応じて、指導係及び発表係が応援に回る。

(4) 市町村ファクシミリ不通時の処理

ア 市町村のインターネット及びファクシミリの両方が不通となったときは、第一報が電話（0857-26-7057・7580）で入るので、データ送信ができない報告の種類（知事又は県議、投票結果又は開票結果など）を聞き取り、

①電話を切らずに「市町村ファクシミリも不通。送信できない報告は、〇〇市（町村）、知事（県議）、投票（開票）結果です。」と発声する。

②市町村の速報担当者に対して、ファクシミリ復旧までの間は、電話により口頭報告を行うことを指示し、「〇〇市（町村）、電話報告を指示しました。」と発声する。代行入力係に対し、当該市町村からの電話聞取りに基づいて、代行入力を行うことを指示する。

イ 続けて報告を受ける場合は、代行入力係に電話を替わり、聞取りを行ってもらう。必要に応じて、指導係及び発表係が応援に回る。

代行入力係（非常時対応）

◎市町村のインターネット、ファクシミリ等が不通となった場合は、県選管において、県選管の社内LAN環境より該当市町村選管の送信画面ログイン権限並びにデータ送信に係る代行入力を行う。代行入力の作業は、必ず2人1組により受け持つ。

(1) 市町村インターネット不通時の処理

ア 市町村のインターネット環境が不通になった旨の報告が県選管に入ったときは、調整係から「市町村インターネット不通。送信できない報告は、〇〇市（町村）、知事（県議）、投票（開票）結果です。」の発声がある。引き続き、調整係から代行入力係に待機するよう指示があるので、所定の端末席に待機する。

- イ 調整係から「〇〇市（町村）、ファクシミリ報告を指示しました。」の発声があったときは、当該市町村からのファクシミリ報告があり次第、代行入力を行うこととなる。
- ウ 代行入力の手順は、別に定める「投開票オンラインシステム操作マニュアル（市町村選管用）」に従って行う。
- エ あらかじめ、調整係から当該市町村の投開票オンラインシステムのID及びパスワードを引き継ぎ、システムにログインしておく。
- オ 調整係から当該市町村のファクシミリ受信票が回付されてきたときは、ファクシミリ受信票の記載を当該の入力画面上に代行入力する。この際、データ送信の前に、受信票と入力するデータの内容が一致することを、2人1組による読み合わせで必ず確認する
- カ 代行入力によりデータを送信したとき、代行入力係は、「〇〇市（町村）、県議（知事）、投票（開票）結果、代行入力によりデータ送信しました。」と発声する。
- キ その後の手順（電算係受信担当以下）については、通常処理と同様に行う。なお、代行入力の場合、市町村受信票の受信時刻については、ファクシミリの受信時ではなく、代行入力したデータの受信時によるものとする。
- ク 必要に応じて、指導係及び発表係が応援に回る。
- (2) 市町村ファクシミリ不通の処理
- ア 市町村のインターネット及びファクシミリの両方が不通となった旨の報告が県選管に入ったときは、調整係から「市町村ファクシミリも不通。送信できない報告は、〇〇市（町村）、知事（県議）、投票（開票）結果です。」の発声がある。引き続き、調整係から代行入力係に待機するよう指示があるので、所定の端末席に待機する。
- イ 調整係から「〇〇市（町村）、電話報告を指示しました。」の発声があったときは、当該市町村から電話により口頭の報告があり次第、これを聞き取った上で、代行入力を行うこととなる。
- ウ 受信票聞取様式（従来の発信票統一様式）を手元に用意し、聞き取りに備える。なお、代行入力の手順は、別に定める「投開票オンラインシステム操作マニュアル（市町村選管用）」に従って行う。
- エ あらかじめ、調整係から当該市町村の投開票オンラインシステムのID及びパスワードを引き継ぎ、システムにログインしておく。
- オ 市町村からの電話を調整係から替わったら、相手方の名前を聞き取った上で、受信票聞取様式の各項目毎に数値を聞き取り、聞取様式に書き込む。
- カ 市町村担当者は「4537（よんせん ごひゃく ふたじゅう なな）」という要領で読み上げるので、代行入力係は「よん ご にい なな」という要領で復唱し、確認する。
- キ 聞き取りが終了したときは、聞取完了時刻を確認し、電話を切る。
- ク その後の手順は、上記（1）オ以下に定める市町村インターネット不通時の処理と同様である。
- ケ 必要に応じて、指導係及び発表係が応援に回る。

(4) 電算係事務処理要領

平成27年4月12日執行予定鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙 電算係事務処理要領

この事務処理要領は、「平成27年4月12日執行予定鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙 投開票当日事務分担並びに事務処理要領」（以下「投開票当日事務処理要領」という。）に基づく電算係（受信担当、県集計表担当、メール送信担当、HP担当）の事務を円滑に進めるために、具体的な処理方法を説明するものである。

共通事項

- (1) 知事選挙、県議選挙の投開票結果の入力及び集計は、『template_ [知事] 集計ファイル.xls』及び『template_ [県議] 集計ファイル.xls』の集計用テンプレートファイル（エクセルファイル）を用いて行う。（投票結果、開票結果は同じ集計ファイルに入力される。）

ファイル名	シート名	備考
template_ [知事] 集計ファイル.xls	①知事投票結果 ②知事得票状況【印刷用】 ③知事開票状況 ④知事無効投票	速報の対象とするのは①②③
template_ [県議] 集計ファイル.xls	①県議投票結果【印刷用】 ②県議開票結果総括 ③県議開票結果4市 ④県議開票結果郡部 ⑤県議党派別得票数 ⑥県議無効投票	速報の対象とするのは①③④⑤

- (2) 知事選挙及び県議選挙の投開票結果については、定時公表時刻の5分前から県集計票の帳票作成作業を行い（「定時確定処理」）、さらに、全市町村の結果が出揃った際に県集計票の帳票作成作業を行い（「最終確定処理」）、県内市町村の状況を報道機関等へ公表する。なお、公表時刻は次のとおり。

【投票結果公表時刻】

○知事選挙……20時30分から30分おき（速報）、最終確定時

○県議選挙……20時30分から30分おき（速報）、最終確定時

【開票結果公表時刻】

○知事選挙……21時30分から30分おき（速報）、最終確定時 ※4市の中間報を含む

○県議選挙……22時30分から30分おき（速報）、最終確定時

※郡選挙区においては、上記にかかわらず、当該選挙区内の全ての町村の確定報が出揃ったら、その時点で公表作業を行う。（「郡選挙区確定処理」）

受信担当

主に、各市町村から報告のあった投票及び開票速報の受信データをノート上で確認し、（県）集計（表）ファイルへ出力する作業を行う。

(1) 事前準備

速報開始前にLドライブ内にある所定の作業用フォルダの位置を確認する。

○知事選挙

・フォルダ⇒ L:¥自治振興課 H24以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥98_本番(知事)

○県議選挙

・フォルダ⇒ L:¥自治振興課 H24以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥99_本番(県議)

(2) 投票速報のデータ受信

ア 主査は、ノート端末上で、知事選（又は県議選）投開票速報DBの「未確認-投票速報」メニューを開き、常時、更新ボタンをクリックし、各市町村からのデータ受信の有無を確認する。

イ 主査は、担当する選挙（知事選挙、県議選挙）の受信票を受信したときは、該当する市町村欄を黒枠選択し、「〇〇市（町村）、知事（県議）、投票速報、受信しました。」と発声し、ノートのメニュー上の受信日時を確認して、「受信時刻は**時**分です。」（24時間表記）と発声する。受信が混み合うときは、知事選挙、県議選挙の順で処理を優先する。

ウ 主査は、受信時刻を発声してから後、黒枠選択した市町村欄をクリックし、受信票画面を開く。

(3) 投票速報の市町村受信票の出力（印刷）・確認

ア 引き続き、主査は、ノート端末上で受信票画面に対して、印刷操作を行う（原稿用紙サイズ：A4判たて向き、出力用紙サイズ：A4判たて向き）。

イ 副査は、市町村受信票が印刷されたことを確認し、市町村受信票（紙）を手にする。

◎受信担当による当日有権者数の確認◎

①副査は、印刷した市町村受信票（紙）に基づいて当日有権者数を読み上げ、主査は手持ちの当日有権者数（紙）と照合し、異動数を確認する（指導係が選挙前日に当日有権者数（速報）を取りまとめ、受信データ確認・出力担当に紙で配付する。）。

<異動理由が記載されている場合>

- ②主査は、指導係を呼び、当日有権者数と異動理由を読み上げる。
- ③指導係は、異常を認めないときは「〇〇市(町村)、知事(県議)、当日有権、異常なしです。」と発声し、異常を認めるときは「〇〇市(町村)、知事(県議)、当日有権、異常があります。」と発声し、指導係は調整係に報告する。
- ④調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果について、調整係と指導係が協議し、報告数が正しいと認めるときは、主査に報告数のおり受信することを指示する。確認の結果について、報告数を訂正する必要があると認める場合は、調整係が市町村選管に訂正報告の指示を出す。

<異動理由が記載されていない場合>

- ②主査は、数値が一致するときは「〇〇市(町村)、知事(県議)、当日有権、一致します。」と発声し、一致しないときは「〇〇市(町村)、知事(県議)、当日有権、一致しません。」と発声し、主査は指導係を呼び、ともに調整係に報告する。
- ③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果について、調整係と指導係が協議し、報告数が正しいと認めるときは、主査に報告数のおり受信することを指示する。確認の結果について、報告数を訂正する必要があると認める場合は、調整係が市町村選管に訂正報告の指示を出す。

ウ 副査は、引き続き、市町村受信票(紙)の内容を確認し、当日有権者数、投票者数、棄権者数、投票率の各数値(※異動理由の記載の有無は上記イの作業において、確認済み。)が入力されていることを確認する。
※市町村からのデータ送信の段階で、エラーチェック済みの項目は次のとおり。

<投票速報(確定報)>

- 「当日有権者数」＝「投票者数」＋「棄権者数」であること。
 - 「投票率」＝「投票者数」÷「当日有権者数」であること。
- (小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算出。)

- エ 副査は、市町村受信票(紙)に各数値が入力されていることを確認したときは、主査に対しその旨を報告する。主査は、副査の報告を受けて、投開票速報DB上の市町村受信票画面を閉じる。
- オ 主査は、「未確認-投票速報」メニューに戻り、当該の市町村欄を黒枠選択し、「県選管確認」ボタンをクリックし、「〇〇市(町村)、知事(県議)、投票速報、受信票、確認しました。」と発声する(なお、「県選管確認」ボタンを押すと、当該の市町村欄は「確認済-投票速報」メニューに移動する。)
- カ 主査の発声を待って、副査は、その市町村受信票(紙)の右肩に「○」を記入した上で、そばに設置してある原本カゴ(投票結果)に入れる(当該の受信票は、定時確定処理又は最終確定処理の際に、県集計表担当へ引き渡すこととなる。)
- キ 主査は、投開票速報DB上の「未確認-投票速報」メニューで、引き続き他市町村からのデータ受信作業に復帰する。

(4)投票速報の集計ファイルへの出力

- ア 定時確定処理を行う場合、作業は以下のとおりとする。
 - (ア)調整係から処理を行うよう指示を受けたら(定時確定時刻の5分前)、主査は、投開票速報DBの「集計データ選択」メニューを選択する。県選管確認済みとなった投票速報の市町村発信票のリストがあるので、「全件選択」し、「集計対象に加える」ボタンをクリックする(開票速報、開票中間を含む「全件選択」をしても、支障ない。)
 - (イ)引き続き、主査は、「集計データ確認」メニューを選択する。「集計対象に加える」とされた投票速報の市町村発信票のリストがあるので、「全件選択」し、「集計」ボタンをクリックする(開票速報、開票中間を含む「全件選択」をしても、支障ない。)
 - (ウ)「名前を付けて保存」のウィンドウが立ち上がり、ファイル名ルール「hh時mm分集計_[知事(県議)]集計ファイル.xls」により、指定先のフォルダ「L:自治振興課 H24以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥98_本番(知事)(¥99_本番(県議))」へ集計ファイル(エクセルファイル)を出力できる初期状態の準備画面が現れる。
 - (エ)主査は、次のファイル名ルールにより、指定先フォルダ「L:自治振興課 H24以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥98_本番(知事)(¥99_本番(県議))」へ集計ファイル(エクセルファイル)を「名前を付けて保存する」。
 - 例：20時30分集計_[知事]集計ファイル.xls (以下、21時00分、21時30分、22時00分…)
 - 例：21時30分集計_[県議]集計ファイル.xls (以下、22時00分、22時30分、23時00分…)
 - (※定時公表時刻の数字の部分は半角。)
 - (※24時を過ぎて日付が変わった後の時刻表記については、00時00分…01時30分…とする。)
- ⇒(集計完了メッセージのポップアップ表示へ)
- (オ)「集計が完了しました」というメッセージ画面が表示されるので、主査は、「知事(県議)、20時30分、集計ファイル、保存しました。」と発声する。メッセージ画面の「OK」ボタンをクリックすると、生成された集計ファイル(エクセルファイル)がいったん立ち上がるが、主査は、直ちにこれを閉じる。
- (カ)主査の発声を受けて、副査は、カゴに入れた市町村受信票を県集計表担当に原本カゴ(投票結果)ごと

回付する。

- (キ) 上記(オ)及び(カ)を受けて、県集計表担当が作業を始めたら、主査は作業再開に備えて待機する。
- (ク) 県集計表担当が作業を完了した後、副査は、空になった原本カゴ(投票結果)を県集計表担当から受け取る。
- (ケ) 以降は、全市町村の投票結果が揃ったときに行う最終確定処理まで、上記(ア)～(ク)の作業を繰り返す。

イ 最終確定処理を行う場合、作業は以下のとおりとする。

- (ア) 主査は、調整係から処理を行うよう指示を受けたときは、上記ア(ア)～(ウ)の手順に準じて県集計表ファイルを出力する準備を行い、「名前を付けて保存する」ときのファイル名は次のとおりとする。

※時※分投票確定集計_ [知事] 集計ファイル.xls

※時※分投票確定集計_ [県議] 集計ファイル.xls

(※時間は調整係が発声する確定時刻とする。)

(※24時を過ぎて日付が変わった後の時刻表記については、00時00分…01時30分…とする。)

- (イ) 主査は、「知事(県議)、投票結果、※時※分(※確定時刻)確定、集計ファイル、保存しました。」と発声する。

(ウ) 副査は、カゴにある市町村受信票を原本カゴ(投票結果)ごと県集計表担当に回付する。

- (エ) 県集計表担当が作業を完了した後、副査は、空になった原本カゴ(投票結果)を県集計表担当から受け取る。

(オ) 投票結果が確定した後も、開票結果の作業が続くので、各市町村からのデータ受信作業に復帰する。

(5) 開票速報(中間報・確定報)のデータ受信

- ア 主査は、ノーツ端末上で、知事選(又は県議選)投開票速報DBの「未確認-開票速報(確定)」メニューを開き、常時、更新ボタンをクリックし、各市町村からのデータ受信の有無を確認する。また、主査は、同時に、ノーツ端末上で、知事選(又は県議選)投開票速報DBの「未確認-開票速報(中間)」メニューも開き、常時、更新ボタンをクリックし、各市からのデータ受信の有無を確認する。

- イ 主査は、開票速報(中間報)について、担当する選挙(知事選挙、県議選挙)の受信票を受信したときは、該当する市町村欄を黒枠選択し、「〇〇市(町村)、知事(県議)、開票速報、中間、受信しました。」と発声し、ノーツのメニュー上の受信日時を確認して、「受信時刻は※時※分です。」(24時間表記)と発声する。受信が混み合うときは、知事選挙、県議選挙の順で処理を優先する。

- ウ 主査は、開票速報(確定報)について、担当する選挙(知事選挙、県議選挙)の受信票を受信したときは、該当する市町村欄を黒枠選択し、「〇〇市(町村)、知事(県議)、開票速報、受信しました。」と発声し、ノーツのメニュー上の受信日時を確認して、「受信時刻は※時※分です。」(24時間表記)と発声する。受信が混み合うときは、知事選挙、県議選挙の順で処理を優先する。

エ 主査は、受信時刻を発声してから後、黒枠選択した市町村欄をクリックし、受信票画面を開く。

(6) 開票速報(中間報)の市受信票の出力(印刷)・確認

- ア 引き続き、主査は、ノーツ端末上で受信票画面に対して、印刷操作を行う(原稿用紙サイズ:A4判たて向き、出力用紙サイズ:A4判たて向き)。

イ 副査は、市受信票が印刷されたことを確認し、市受信票(紙)を手にする。

◎受信担当による投票者総数と投票者数の一致の確認◎

①主査は、併行して、投開票速報DBの「確認済-投票速報」メニューを選び、当該市町村の投票速報受信票画面を開き、画面上(投票速報)の投票者数を確認する。

②副査は、印刷した市町村受信票(紙)に基づいて投票者総数の数値を読み上げ、主査が画面上(投票速報)の投票者数と照合する。

③主査は、数値が一致するときは「〇〇市(町村)、知事(県議)、投票者数、一致します。」と発声し、一致しないときは「〇〇市(町村)、知事(県議)、投票者数、一致しません。」と発声し、主査は指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

④調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果、報告数が正しいと認めるときは指導係を呼び、電算係受信担当に報告数どおりで処理を続行することを指示する(この場合、投票速報の公表値に誤りがあったこととなるので、投票速報の訂正報(当該市町村個票と県集計表)を行う必要がある。)。確認の結果、報告数を訂正する必要があると認める場合は、市町村選管に訂正報告の指示を出す。

⑤主査は、当該市町村の投票速報受信票画面を閉じる。

※例外的に、投票速報に先行して開票速報(中間報)を受信する事態もあり得る。この場合、投票速報との照合は実施しない。

(例:21時30分までに投票速報の報告がなく、開票率0%の開票速報(中間報1回目)があるとき。)

・ただし、投票速報を受信していないにもかかわらず、開票速報(中間報)の投票者総数に「0」以外の数値が入力されているときは、異常値として扱うので、主査は、指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

・調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果、報告数

を訂正する必要があると認めるときは、市町村選管に訂正報告の指示を出す。

◎受信担当による前回次と同数以上の数値であることの確認◎

2回次（知事選挙22時00分、県議選挙23時00分）以降の中間報を受信したときは次の処理を行う。

①主査と副査は、印刷された市受信票（紙）に記載された公表時刻を確認した上で、主査は、併行して、投開票速報DBの「確認済－開票速報（中間）」メニューを選び、当該市町村の前回次の開票速報（中間）受信票画面を開き、画面上（前回次の開票速報（中間））の候補者別得票数と得票数合計を確認する。

②主査は、画面上に表示されている前回次の候補者別得票数と得票数合計を読み上げ、副査は、読み上げられた数値が今回次の市受信票（紙）の数値を上回っていないことを確認する。異常がなければ、副査は、その旨を主査に対し報告する（下記ウの作業へ進む。）。異常があれば、副査は、指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果、報告数が正しいと認めるときは指導係を呼び、電算係受信担当に報告数どおりで処理を続行させることを指示する（この場合、前回次の公表値に誤りがあったこととなるので、今回次の帳票の余白に前回報告数値に誤りがあった旨（正誤内容及び原因）を手書きで記入し（メール送信に際してはメール本文に記載して）発表する必要がある。前回の開票速報（中間報）の個票及び県計集計表の訂正報は出さない。）。確認の結果、報告数を訂正する必要があると認める場合は、市町村選管に訂正報告の指示を出す。

ウ 上記イの確認の結果、異常がないときは、副査は、市受信票（紙）に残る各数値が入力されていることを確認した上で、主査に対しその旨を報告する。主査は、副査の報告を受けて、投開票速報DB上の受信票画面を閉じる。

エ 主査は、「未確認－開票速報（中間）」メニューに戻り、当該の市町村欄を黒枠選択し、「県選管確認」ボタンをクリックし、「〇〇市（町村）、知事（県議）、開票速報、中間、受信票、確認しました。」と発声する（なお、「県選管確認」ボタンを押すと、当該の市町村欄は「確認済－開票速報（中間）」メニューに移動する。）。

オ 主査の発声を待って、副査は、その市受信票（紙）の右肩に「○」を記入した上で、原本カゴ（開票結果）に入れ、発表係に回付する。

カ 主査は、投開票速報DB上の「未確認－開票速報（中間）」メニューで、引き続き他市からのデータ受信作業に復帰する。

(7) 開票速報（確定報）の市町村受信票の出力（印刷）・確認

ア 引き続き、主査は、ノーツ端末上で受信票画面に対して、印刷操作を行う（原稿用紙サイズ：A4判たて向き、出力用紙サイズ：A4判たて向き）。

イ 副査は、市町村受信票が印刷されたことを確認し、市町村受信票（紙）を手にする。

◎受信担当による投票者総数と投票者数の一致の確認◎

①主査は、併行して、投開票速報DBの「確認済－投票速報」メニューを選び、当該市町村の投票速報受信票画面を開き、画面上（投票速報）の投票者数を確認する。

②副査は、印刷した市町村受信票（紙）に基づいて投票者総数の数値を読み上げ、主査が画面上（投票速報）の投票者数と照合する。

③主査は、数値が一致するときは「〇〇市（町村）、知事（県議）、投票者数、一致します。」と発声し、一致しないときは「〇〇市（町村）、知事（県議）、投票者数、一致しません。」と発声し、主査は指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

④調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果、報告数が正しいと認めるときは指導係を呼び、電算係受信担当に報告数どおりで処理を続行することを指示する（この場合、投票速報の公表値に誤りがあったこととなるので、投票速報の訂正報（当該市町村個票と県計集計表）を行う必要がある。）。確認の結果、報告数を訂正する必要があると認める場合は、市町村選管に訂正報告の指示を出す。

⑤主査は、当該市町村の投票速報受信票画面を閉じる。

ウ 副査は、引き続き、市町村受信票（紙）の内容を確認し、各候補者の得票数、得票総数（合計）、開票内訳A～Hの各数値が入力されていることを確認する。

※市町村からのデータ送信の段階で、エラーチェック済みの項目は次のとおり。

<開票速報（確定報）>

◎知事選挙、県議選挙

【按分ありの場合】

○「候補者別得票数」の計＝「得票総数」であること。

○「得票総数」＋「按分の際切り捨てた票数」＋「何れの候補者にも属さない票数」＝「有効投票数」であること。

※按分の可能性がある選挙区においては、「得票総数」及び「按分の際切り捨てた票数」には、小数点以下第3位もあり得る。

- 「有効投票数」+「無効投票数」=「投票総数」であること。
- 「投票総数」+「持ち帰りその他」=「投票者総数」であること。
(「開票率」が100.00%であること。)

【按分なしの場合】

- 「候補者別得票数」の計 = 「有効投票数」であること。
- 「有効投票数」+「無効投票数」=「投票総数」であること。
- 「投票総数」+「持ち帰りその他」=「投票者総数」であること。
(「開票率」は100.00%であること。)
- 「按分の際切り捨てた票数」及び「何れの候補者にも属さない票数」が「0」であること。

エ 副査が、市町村受信票(紙)に各数値が入力されていることを確認したときは、副査は主査に対しその旨を報告する。主査は、副査の報告を受けて、投開票速報DB上の市町村受信票画面を閉じ、「未確認-開票速報」メニューに戻って、当該の市町村の項目を選択し、「県選管確認」ボタンをクリックして、「〇〇市(町村)、知事(県議)、開票速報、受信票、確認しました。」と発声する(なお、「県選管確認」ボタンを押すと、当該市町村の項目は「確認済-開票速報」メニューに移動する。)

オ 主査の発声を待って、副査は、その市町村受信票(紙)の右肩に「○」を記入した上で、原本カゴ(開票結果)に入れ、発表係に回付する。

カ 主査は、投開票速報DB上の「未確認-開票速報」メニューで、引き続き他市町村からのデータ受信作業に復帰する。

(8) 開票速報の集計ファイルへの出力

ア 定時確定処理を行う場合、作業は以下のとおりとする。

(ア) 調整係から処理を行うよう指示を受けたら(定時確定時刻の5分前)、主査は、投開票速報DBの「集計データ選択」メニューを選択する。県選管確認済みとなった開票速報(中間報)の市受信票リスト及び開票速報(確定報)の市町村受信票リストがあるので、「全件選択」し、「集計対象に加える」ボタンをクリックする(投票速報を含む「全件選択」をしても、支障ない。)

(イ) 引き続き、主査は、「集計データ確認」メニューを選択する。「集計対象に加える」とされた開票速報(中間報)の市受信票リスト及び開票速報(確定報)の市町村受信票リストがあるので、「全件選択」し、「集計」ボタンをクリックする(投票速報を含む「全件選択」をしても、支障ない。)

(ウ) 「名前を付けて保存」のウィンドウが立ち上がり、ファイル名ルール「hh時mm分集計_[知事(県議)]集計ファイル.xls」により、指定先のフォルダ「L:¥自治振興課 H24以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥98_本番(知事)(¥99_本番(県議))」へ集計ファイル(エクセルファイル)を出力できる初期状態の準備画面が現れる。

(エ) 主査は、次のファイル名ルールにより、指定先フォルダ「L:¥自治振興課 H24以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥98_本番(知事)(¥99_本番(県議))」へ集計ファイル(エクセルファイル)を「名前を付けて保存する」。

例：21時30分集計_[知事]集計ファイル.xls (以下、22時00分、22時30分、23時00分…)

例：22時30分集計_[県議]集計ファイル.xls (以下、23時00分、23時30分、00時00分…)

(※定時公表時刻の数字の部分は半角。)

(※24時を過ぎて日付が変わった後の時刻表記については、00時00分…01時30分…とする。)

(オ) 「集計が完了しました」というメッセージ画面が表示されるので、主査は、「知事(県議)、21時30分、集計ファイル、保存しました。」と発声する。メッセージ画面の「OK」ボタンをクリックすると、生成された集計ファイル(エクセルファイル)がいったん立ち上がるが、主査は、直ちにこれを閉じる。

(カ) 上記(オ)を受けて、県集計表担当が作業を始めたら、主査は作業再開に備えて待機する。

(キ) 以降は、郡選挙区ごとに開票結果が揃ったときに行う郡選挙区確定処理、全市町村の開票結果が揃ったときに行う最終確定処理までの間、上記(ア)～(カ)の作業を繰り返す。

(ク) なお、投票速報が最終確定していない場合、投票速報の定時確定処理と開票速報の定時確定処理が重複することとなるが、県集計表の出力作業においては、投票速報と開票速報は一括して行われる。

イ 県議選挙の郡選挙区において、選挙区内の町村の確定報全て揃ったときは、定時公表時刻にかかわらず、その時点で郡選挙区確定処理を行い、報道機関に公表する。作業は以下のとおりとする。

(ア) 調整係から処理を行うよう指示を受けたときは、主査は、上記(ア)～(カ)の手順に準じて、集計ファイルの出力を行い、「名前を付けて保存する」ときのファイル名は次のとおりとする。

時分□□郡開票確定集計_[県議]集計ファイル.xls

(※時間は調整係が発声する確定時刻とする。)

(※24時を過ぎて日付が変わった後の時刻表記については、00時00分…01時30分…とする。)

(イ) 主査は「県議、□□郡選挙区、開票結果**時**分(※確定時刻)確定、集計ファイル、保存しました。」と発声する。

ウ 最終確定処理を行う場合、作業は以下のとおりとする。

(ア) 主査は、調整係から処理を行うよう指示を受けたときは、上記(ア)～(カ)の手順に準じて、集計ファイルの出力を行い、「名前を付けて保存する」ときのファイル名は次のとおりとする。

##時##分開票確定集計_ [知事] 集計ファイル.xls

##時##分開票確定集計_ [県議] 集計ファイル.xls

(※時間は調整係が発声する確定時刻とする。)

(※24時を過ぎて日付が変わった後の時刻表記については、00時00分…01時30分…とする。)

(イ) 主査は、「知事(県議、開票結果##時##分(※確定時刻)確定、集計ファイル、保存しました。」と発声する。

(9) 訂正報があった場合の処理

投票速報又は開票速報に訂正報がある場合、調整係からファクシミリ受信票(正誤対照表)が回付されるとともに、訂正報のデータ受信が行われるので、調整係の指示を受けて、以下のとおり処理を行う。

ア 最終確定処理が終わっていない場合

(ア) 副査は、調整係から回付されたファクシミリ受信票(紙)の記載内容(特に訂正後の正しい数値の箇所)を確認し、待機する。

(イ) 主査は、担当する選挙(知事選挙、県議選挙)の受信票(訂正報)を受信したときは、該当する市町村欄を黒枠選択し、「〇〇市(町村)、知事(県議)、投票(開票)速報、訂正報、受信しました。」と発声し、ノーツのメニュー上の受信日時を確認して、「受信時刻は##時##分です。」(24時間表記)と発声する。

(ウ) 引き続き、主査は、ノーツ端末上で受信票画面(訂正報)に対して、印刷操作を行う(原稿用紙サイズ:A4判たて向き、出力用紙サイズ:A4判たて向き)。

(エ) 副査は、市町村受信票が印刷されたことを確認し、市町村受信票(紙)を手にする。

(オ) 主査は、印刷された市町村受信票(訂正報)の各数値を読み上げ、副査は、ファクシミリ受信票(紙)の記載内容(訂正後の正しい数値)と照らし合わせる。一致したときは、副査はその旨を主査に対し報告する。

(カ) 主査は、「未確認-投票速報(開票速報(確定))」メニューに戻り、当該の市町村欄を黒枠選択し、「県選管確認」ボタンをクリックし、「〇〇市(町村)、知事(県議)、投票速報、訂正報、確認しました。」と発声する(なお、「県選管確認」ボタンを押すと、当該市町村の項目は「確認済-投票速報(開票速報(確定))」メニューに移動する。)

(キ) 県議選挙の郡選挙区確定処理後、確定した郡選挙区の開票速報に係る訂正の場合は、上記(ア)から(カ)までの作業を行った後、調整係から郡選挙区確定訂正処理の指示を受けることとなるが、集計ファイルを出力する手順において、「名前を付けて保存する」ときのファイル名は次のとおりとする。

##時##分□□郡開票確定(訂正)集計_ [県議] 集計ファイル.xls

(※時間は調整係が発声する確定時刻とする。)

(※24時を過ぎて日付が変わった後の時刻表記については、00時00分…01時30分…とする。)

イ 最終確定処理が終わっている場合

(ア) 上記ア(ア)から(カ)の手順に準じて、市町村からの訂正報を確認する作業を行う。

(イ) その後、調整係から再度の最終確定処理の指示を受けることとなるが、集計ファイルを出力する手順において、「名前を付けて保存する」ときのファイル名は次のとおりとする。

##時##分投票確定(訂正)集計_ [知事] 集計ファイル.xls

##時##分開票確定(訂正)集計_ [知事] 集計ファイル.xls

##時##分投票確定(訂正)集計_ [県議] 集計ファイル.xls

##時##分開票確定(訂正)集計_ [県議] 集計ファイル.xls

(※時間は調整係が発声する確定時刻とする。)

(※24時を過ぎて日付が変わった後の時刻表記については、00時00分…01時30分…とする。)

県集計表担当、メール送信担当、HP担当

県集計表担当は、受信担当が出力した集計ファイル(エクセルファイル)を用いて、知事選挙、県議選挙の別に、定時確定処理及び最終確定処理で公表するデータ(公表ファイル)及び県集計表の公表帳票を作成・印刷し、内容を確認した上で、各係(発表係、メール送信担当、HP担当)へ回付する。

【投票結果】

知事選挙、県議選挙の投票結果の定時確定処理及び全市町村の報告が揃った際に行う最終確定処理のときに、公表するシートは以下のとおりである。

○知事選挙 ⇒ 「①知事投票結果」

※定時確定処理及び最終確定処理

○県議選挙 ⇒ 「①県議投票結果【印刷用】」

※定時確定処理及び最終確定処理

(1) 定時確定処理

ア 県集計表担当

定時確定時刻の5分前に調整係から処理を行うよう指示があり、受信担当から集計ファイルを保存した旨の発声があった後、県集計表担当は以下の作業を行う(受信担当による発声は、「知事(県議)、##時##分(※定時確定処理の時刻)、集計ファイル、保存しました。」。)。

〔①公表ファイルの出力〕

(ア) 主査は、当該の定時確定時刻がファイル名に表記された集計ファイル（20時30分の知事選挙投票結果の定時確定処理の場合は、『20時30分集計_【知事】集計ファイル.xls』。以下、この例により説明する。）を選択して開き、下記（イ）から（ク）までの作業を行い、引き継いだ集計ファイルを、別ファイルとして保存し直し、公表ファイルを用意する。この間、副査は、受信担当から、当該定時確定処理の対象となる市町村受信票が入っている原本カゴ（投票結果）を受け取り、カゴから受信票を取り出し、照合しやすいよう受信票の建成順並べ替え等を行う。

(イ) 「①知事（県議）投票結果」のシートを開いて、ウィンドウ左上の「ファイル」→「名前を付けて保存」を選択する。

(ウ) 「名前を付けて保存」のウィンドウが開くので、保存先を「L:¥自治振興課 H24 以降¥09_選挙 ¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥98_本番(知事) (¥99_本番(県議))」とする。

(エ) ファイル名を『20時30分公表_【知事】集計ファイル.xls』（※「集計」の二文字のみを「公表」に変更する。）

(オ) ファイルの種類を「Excel 97-2003ブック (*.xls)」とする（リストの中から選択）。

(カ) 「保存」を押す。すると、フォルダ L:¥自治振興課 H24 以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥98_本番(知事) (¥99_本番(県議)) に、『20時30分公表_【知事】集計ファイル.xls』（公表ファイル）が作成される。以後、公表ファイルに対して作業を行うこととなる。

(キ) 主査は、いったん Excel を閉じる。

〔②公表ファイル「確定」欄の手入力〕

(ク) 主査は、上記（カ）で作成された公表ファイル（20時30分公表_【知事】集計ファイル.xls）を改めて開く。

(ケ) 主査が開いた公表ファイルに対し、下記（コ）のとおり「確定」（場合によっては「訂正」もあり得る。）欄の入力作業を行う。

(コ) 副査は、受信担当のカゴから回付されてきた受信票（又は訂正報）がある市町村名を次のとおり読み上げる。

・確定報の場合 「〇〇市（町村）、確定」

・訂正報の場合 「〇〇市（町村）、訂正」

副査の読み上げを受けて、主査は、公表ファイルにおいて、該当の市町村名の左の欄に「確定」（又は「訂正」）を入力する（リスト選択型）。

(サ) 「確定」（又は「訂正」）の入力が終わったら、再度読み合わせを行い、入力誤りがないことを確認した後に、「①知事（県議）投票結果」のシートを開いたまま、ウィンドウ左上の「上書き保存」を押す。

〔③県集計表・公表帳票の出力〕

(シ) 引き続き、主査は、上書き保存完了後の公表ファイルにおいて、「①知事（県議）投票結果」のシートを開いて（※上記（サ）の手順により開かれている状態。）、ウィンドウ左上の「ファイル」→「名前を付けて保存」を選択する。

(ス) 「名前を付けて保存」のウィンドウが開くので、保存先を「L:¥自治振興課 H24 以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥98_本番(知事) (¥99_本番(県議))」とする。

(セ) ファイルの種類を「Web ページ」とする（リストの中から選択）。

(ソ) 「発行」を押す。（「web ページとして発行」のウィンドウが開く。）

(タ) 選択「①知事投票結果【印刷用】」にあるアイテムから「印刷範囲」を選択する。

(チ) ファイル名を『20時30分知事投票結果.htm』（※数字の部分は公表時刻を4桁半角）とする。

(ツ) ページタイトルを作成するため、タイトルの「変更」を押す、テキスト入力のダイアログボックスに「中間20時30分公表」（※公表時刻（数字は半角））と入力し、「OK」を押す。

(テ) 「Web ページとして発行」の画面に戻るので、印刷範囲、タイトル及びファイル名が正しく設定されていることを再度確認した上で、「発行した Web ページをブラウザで開く」にチェックが入っていることを確認し、一番下の「発行」を押す。

※ファイル名を確認する際には、ファイル名の部分にカーソルを合わせてスクロールさせる。

(ト) 上記（ス）で指定したフォルダ内に、htm ファイル（.htm の拡張子が付いたファイル）が作成されたことを確認する。

(ナ) 作成された htm ファイルが自動的に開くので、

① 「ページ設定」で必ず「ヘッダー」と「フッター」が空になっていることを確認（印刷する帳票にファイルの絶対パス「L:¥自治振興課 H24 以降¥09_選挙¥…」を印字させない。）

② 「印刷プレビュー」で必ず体裁を確認（縦向きから横向きへ変更し、見やすいように調整する。）

した上で、印刷をする。ここで、副査は「知事、投票結果、県集計表20時30分、印刷しました。」と発声する。

(ニ) 当該公表時刻用に印刷した県集計表の紙帳票をもとに、次の確認作業を行う。

・主査は、県集計表の紙帳票で市町村名欄の左横に「確定」（又は「中間」）の文字が記載されてい

る市町村名を読み上げ、副査は、受信担当のカゴから回付されてきた当該市町村の受信票が手元にあることを改めて確認する。

・この際、ページタイトルが正しく記載されているか、印刷で抜けている部分はないかなどについても確認する（数値のチェックは受信担当までに行われているため不要。）。

・確認の結果、正しく出力されていることが確認できた場合、副査は受信担当から回付された市町村の各受信票の右上「○」文字の中に「L」と書き込んで、まとめて個表の集計済みカゴに入れる。

・確認の結果、入力誤りがある場合は、調整係にその旨を告げ、誤りのあった市町村の受信票を受信担当に差し戻す（県集計表担当の作業での誤りによるものであれば、県集計表担当自身で直す。）。

(ヌ) 副査は、以上の確認作業を完了したら、「知事、投票結果、県集計表 20 時 30 分、確認しました。」と発声し、当該県集計表の紙帳票を発表係に回付する。また、中身が空になった原本カゴ（投票結果）を受信担当に返却する。

(ネ) 主査は、htm ファイル及び公表ファイルを閉じる（改めて保存しない。）。

イ メール送信担当

(ア) 発表係がコピーを終了し、県集計表の紙帳票を県政記者室に提供するため速報本部を出発した後、メール送信担当は、事前に登録された報道機関のメールアドレスに BCC で、県集計表 htm ファイルを添付メールにより一斉送信する。送信前には「知事、投票結果、県集計表 20 時 30 分、メール送信します。」と発声し、送信後には「送信しました。」と発声する。

メールの件名は、[知事（県議）投票結果**時**分中間]とする。

ウ HP 担当

(ア) HP 担当は、メール送信担当が上記イ（ア）で「送信しました。」と発声したのを確認した後、県集計表 htm ファイルのとりネット公表・更新作業を行う。更新前には「ホームページ、更新します。」と発声し、更新後には「ホームページ、更新しました。」と発声する。

エ 以降、定時確定処理の度に、ア～ウまでの作業を行う。

(2) 最終確定処理

ア 県集計表担当

全市町村の受信票が揃って、調整係から処理を行うよう指示があり、受信担当から集計ファイルを保存した旨の発声があった後、県集計表担当は以下の作業を行う（受信担当による発声は、「知事（県議）、投票結果**時**分（※確定時刻）確定、集計ファイル、保存しました。」）。

①公表ファイルの出力

(ア) 主査は、当該最終確定時刻が表記された集計ファイル（『**時**分投票確定集計_ [知事（又は県議）] 集計ファイル.xls』（※時間は調整係が発声する確定時刻。)) を選択して開き、下記（イ）から（ク）までの作業を行い、引き継いだ集計ファイルを、別ファイルとして保存し直し、公表ファイルを用意する。この間、副査は、受信担当から、当該の最終確定処理の対象となる市町村受信票が入っている原本カゴ（投票結果）を受け取り、カゴから受信票を取り出して、照合しやすいよう受信票の建成順並べ替え等を行う。

(イ) 「①知事（県議）投票結果」のシートを開いて、ウィンドウ左上の「ファイル」→「名前を付けて保存」を選択する。

(ウ) 「名前を付けて保存」のウィンドウが開くので、保存先を 「L:自治振興課 H24 以降09_選挙026_統一地方選挙06_速報係098_本番(知事) (099_本番(県議))」 とする。

(エ) ファイル名を『**時**分投票確定公表_ [知事（又は県議）] 集計ファイル.xls』（※「集計」の二文字のみを「公表」に変更する。）

(オ) ファイルの種類を「Excel 97-2003ブック (*.xls)」とする（リストの中から選択）。

(カ) 「保存」を押す。すると、フォルダ L:自治振興課 H24 以降09_選挙026_統一地方選挙06_速報係098_本番(知事) (099_本番(県議)) に、『**時**分投票確定公表_ [知事（又は県議）] 集計ファイル.xls』(公表ファイル) が作成される。以後、公表ファイルに対して作業を行うこととなる。

(キ) 主査は、いったん Excel を閉じる。

②公表ファイル「確定」欄の手入力

(ク) 主査は、上記（カ）で作成された公表ファイル（**時**分投票確定公表_ [知事（又は県議）] 集計ファイル.xls）を改めて開く。

(ケ) 主査が開いた公表ファイルに対し、下記（コ）のとおり「確定」（場合によっては「訂正」もあり得る。）欄の入力作業を行う。

(コ) 副査は、受信担当のカゴから回付されてきた受信票（又は訂正報）がある市町村名を次のとおり読み上げる。

・確定報の場合 「〇〇市（町村）、確定」

・訂正報の場合 「〇〇市（町村）、訂正」

副査の読み上げを受けて、主査は、公表ファイルにおいて、該当の市町村名の左の欄に「確定」（又は「訂正」）を入力する（リスト選択型）。

(サ) 「確定」（又は「訂正」）の入力が終わったら、再度読み合わせを行い、入力誤りがないことを確認

した後に、「①知事（県議）投票結果」のシートを開いたまま、ウィンドウ左上の「上書き保存」を押す。

③県集計表・公表帳票の出力

(シ) 引き続き、主査は、上書き保存完了後の公表ファイルにおいて、「①知事（県議）投票結果」のシートを開いて（※上記（サ）の手順により開かれている状態）、ウィンドウ左上の「ファイル」→「名前を付けて保存」を選択する。

(ス) 「名前を付けて保存」のウィンドウが開くので、保存先を「L:自治振興課 H24以降09_選挙26_統一地方選挙06_速報係98_本番(知事) (99_本番(県議))」とする。

(セ) ファイルの種類を「Web ページ」とする（リストの中から選択）。

(ソ) 「発行」を押す。（「web ページとして発行」のウィンドウが開く。）

(タ) 選択「①知事投票結果」にあるアイテムから「印刷範囲」を選択する。

(チ) ファイル名を「**時**分確定知事（県議）投票結果.htm」とする。（※確定時刻の数字は半角。）

(ツ) ページタイトルを作成するため、タイトルの「変更」を押し、テキスト入力のダイアログボックスに「確定**時**分公表」（※確定時刻の数字は半角。）と入力し、「OK」を押す。

(テ) 「Web ページとして発行」の画面に戻るので、印刷範囲、タイトル及びファイル名が正しく設定されていることを再度確認した上で、「発行した Web ページをブラウザで開く」にチェックが入っていることを確認し、一番下の「発行」を押す。

※ファイル名を確認する際には、ファイル名の部分にカーソルを合わせてスクロールさせる。

(ト) 上記（ス）で指定したフォルダ内に、htm ファイル（.htm の拡張子が付いたファイル）が作成されたことを確認する。

(ナ) 作成された htm ファイルが自動的に開くので、

① 「ページ設定」で必ず「ヘッダー」と「フッター」が空になっていることを確認（印刷する帳票にファイルの絶対パス「L:自治振興課 H24以降09_選挙…」を印字させない。）

② 「印刷プレビュー」で必ず体裁を確認（縦向きから横向きへ変更し、見やすいように調整する。）した上で、印刷をする。ここで、副査は「知事（県議）、投票結果、県集計表**時**分確定、印刷しました。」と発声する。

(ニ) 当該公表時刻用に印刷した県集計表の紙帳票をもとに、次の確認作業を行う。

・主査は、県集計表の紙帳票で市町村名欄の左横に「確定」（又は「中間」）の文字が記載されている市町村名を読み上げ、副査は、受信担当のカゴから回付されてきた当該市町村の受信票が手元にあることを改めて確認する。

・この際、ページタイトルが正しく記載されているか、印刷で抜けている部分はないかなどについても確認する（数値のチェックは受信担当までに行われているため不要。）。

・確認の結果、正しく出力されていることが確認できた場合、副査は受信担当から回付された市町村の各受信票の右上「○」文字の中に「L」と書き込んで、まとめて個表の集計済みカゴに入れる。

・確認の結果、入力誤りがある場合は、調整係にその旨を告げ、誤りのあった市町村の受信票を受信担当に差し戻す（県集計表担当の作業での誤りによるものであれば、県集計表担当自身で直す。）。

(ヌ) 副査は、以上の確認作業を完了したら、「知事（県議）、投票結果、県集計表 20 時 30 分確定、確認しました。」と発声し、当該県集計表の紙帳票を発表係に回付する。また、中身が空になった原本カゴ（投票結果）を受信担当に返却する。

(ネ) 主査は、htm ファイル及び公表ファイルを閉じる（改めて保存しない。）。

イ メール送信担当

(ア) 発表係がコピーを終了し、県集計表の紙帳票を県政記者室に提供するため速報本部を出発した後、メール送信担当は、事前に登録された報道機関のメールアドレスに BCC で、県集計表 htm ファイルを添付メールにより一斉送信する。送信前には「知事（県議）、投票結果、県集計表**時**分確定、メール送信します。」と発声し、送信後には「送信しました。」と発声する。

メールの件名は、知事（県議）投票結果**時**分確定とする。

ウ HP 担当

(ア) HP 担当は、メール送信担当が上記イ（ア）で「送信しました。」と発声したのを確認した後、県集計表 htm ファイルのとりネット公表・更新作業を行う。更新前には「ホームページ、更新します。」と発声し、更新後には「ホームページ、更新しました。」と発声する。

【開票結果】

(1) 定時確定処理

ア 知事選挙及び県議選挙の開票結果の定時確定処理において、公表するシートは以下のとおりである。

○知事選挙 ⇒ 「②知事得票状況【印刷用】」、「③知事開票結果」

○県議選挙 ⇒ 「③県議開票結果 4 市」、「④県議開票結果 郡部」

イ 定時確定時刻の 5 分前に、調整係から処理を行うよう指示があり、受信担当から集計ファイルを保存した旨の発声があった後、県集計表担当、メール送信担当及び HP 担当は、それぞれ【投票結果】(1) ア～ウに準じて作業を行う。ただし、(1) ア（ア）については、あらかじめ市町村受信票の写しが発表係から回付さ

れ、カゴ（知事（県議）・開票・写し未集計）に入っている。

なお、以下の事項に注意する。

- (ア) 定時確定処理の際に、投票結果が最終確定していない場合は、開票結果→投票結果の順に作業を行う。
- (イ) 知事選挙、県議選挙の開票結果の作業が重複する場合は、知事選挙→県議選挙の順に行う。
- (ウ) 公表ファイル「確定」欄を手入力する手順において、県議選の各集計シートにおける入力箇所は市町村欄の真上であり、次の図のとおりである。なお、4市については、選択肢に「中間」もある。したがって、副査の受信票写しの読み上げにおいても、4市については、中間報の読み上げがある。

・中間報の場合 「〇〇市、中間」

- (エ) htm ファイルのファイル名は、以下のとおりとする。

例) 22 時 30 分公表の場合

- 集計シート「②知事得票状況【印刷用】」 ⇒ 『22 時 30 分知事得票状況.htm』
- 集計シート「③知事開票結果」 ⇒ 『22 時 30 分知事開票結果.htm』
- 集計シート「③県議開票結果 4 市」 ⇒ 『22 時 30 分県議開票結果 4 市.htm』
- 集計シート「④県議開票結果 郡部」 ⇒ 『22 時 30 分県議開票結果 郡部.htm』

- (オ) 各集計シートの印刷の向きについては、次のとおりとする。

- 集計シート「②知事得票状況【印刷用】」 ⇒ 横向き
- 集計シート「③知事開票結果」 ⇒ 横向き ※知事の開票はよこ向き
- 集計シート「③県議開票結果 4 市」 ⇒ 縦向き
- 集計シート「④県議開票結果 郡部」 ⇒ 縦向き ※県議の開票はたて向き

- (カ) メール の 件 名 は、[知事（県議）開票結果〇時〇分中間]とする。

22 時 30 分以降の公表で、知事選挙と県議選挙が重なる場合は、ファイルを一緒に送信して構わない。ただし、その際は、メールの件名に、[知事開票結果**時**分中間、県議開票結果**時**分中間]を併記する。

また、受信担当（9）アのとおり、前回次の公表値に誤りがあることが判明したときは、調整係の指示のもと、前回報告数値に誤りがあった旨（正誤内容及び原因）をメール本文に記載する。

メール本文の例) 前回**時**分公表数値に誤りあり（入力ミス）

□□町 ○山×夫 得票総数 12,345 → 12,354
△△郡選挙区 ○山×夫 得票総数 76,543 → 76,552
※訂正箇所は全て記載する。

(2) 郡選挙区確定処理

県議選挙の開票結果の該当選挙区（八頭郡、東伯郡、西伯郡、日野郡）内すべての町村が確定した場合の処理（郡選挙区確定処理）において、公表するシートは以下のとおりである。

- 県議選挙 ⇒ 「④県議開票結果 郡部」

ア 県集計表担当

調整係から郡選挙区確定処理を行うよう指示があり、受信担当から集計ファイルを保存した旨の発声があった後、県集計表担当は以下の作業を行う（受信担当による発声は、「県議、□□郡選挙区、開票結果**時**分（※確定時刻）確定、集計ファイル、保存しました。」）。

①公表ファイルの出力

(ア) 主査は、郡選挙区が確定した時刻が表記された集計ファイル（『**時**分□□郡開票確定集計_ [県議] 集計ファイル.xls』（※時間は調整係が発声する郡選挙区確定時刻。)) を選択して開き、下記(イ)から(ク)までの作業を行い、引き継いだ集計ファイルを、別ファイルとして保存し直し、公表ファイルを用意する。この間、副査は、当該の郡選挙区確定処理の対象となる市町村受信票の写しが既に入っているカゴ（県議・開票・写し未集計）から受信票写しを取り出し、照合しやすいよう受信票写しの建成順並べ替え等を行う。

(イ) 「④県議開票結果 郡部」のシートを開いて、ウィンドウ左上の「ファイル」→「名前を付けて保存」を選択する。

(ウ) 「名前を付けて保存」のウィンドウが開くので、保存先を 「L:¥自治振興課 H24 以降¥09_選挙 ¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥99_本番(県議)」 とする。

(エ) ファイル名を『**時**分□□郡開票確定公表_ [県議] 集計ファイル.xls』(※「集計」の二文字のみを「公表」に変更する。)

(オ) ファイルの種類を「Excel 97-2003 ブック (*.xls)」とする（リストの中から選択）。

(カ) 「保存」を押す。すると、フォルダ L:¥自治振興課 H24 以降¥09_選挙 ¥26_統一地方選挙 ¥06_速報係 ¥99_本番(県議) に、『**時**分□□郡開票確定公表_ [県議] 集計ファイル.xls』(公表ファイル) が作成される。以後、公表ファイルに対して作業を行うこととなる。

(キ) 主査は、いったん Excel を閉じる。

②公表ファイル「確定」欄の手入力

(ク) 主査は、上記(カ)で作成された公表ファイル (**時**分□□郡開票確定公表_ [県議] 集計フ

イル.xls)を改めて開く。

(ケ)主査が開いた公表ファイルに対し、下記(コ)のとおり「確定」(場合によっては「訂正」もあり得る。)欄の入力作業を行う。

(コ)副査は、発表係からあらかじめ回付され、カゴ(県議・開票・写し未集計)に入っていた受信票(又は訂正報)の写しがある市町村名を、次のとおり読み上げる。

・確定報の場合 「〇〇市(町村)、確定」

・訂正報の場合 「〇〇市(町村)、訂正」

副査の読み上げを受けて、主査は、公表ファイルにおいて、該当の市町村名の真上の欄に「確定」(又は「訂正」)を入力する(リスト選択型)。

(サ)「確定」(又は「訂正」)の入力が終わったら、再度読み合わせを行い、入力誤りがないことを確認した後に、「④県議開票結果郡部」のシートを開いたまま、ウィンドウ左上の「上書き保存」を押す。

③県集計表・公表帳票の出力

(シ)引き続き、主査は、上書き保存完了後の公表ファイルにおいて、「④県議開票結果郡部」のシートを開いて(※上記(サ)の手順により開かれている状態。)、ウィンドウ左上の「ファイル」→「名前を付けて保存」を選択する。

(ス)「名前を付けて保存」のウィンドウが開くので、保存先を「L:¥自治振興課 H24以降¥09_選挙¥26_統一地方選挙¥06_速報係¥99_本番(県議)」とする。

(セ)ファイルの種類を「Web ページ」とする(リストの中から選択)。

(ソ)「発行」を押す。「web ページとして発行」のウィンドウが開く。

(タ)選択「④県議開票結果郡部」にあるアイテムから「印刷範囲」を選択する。

(チ)ファイル名を『**時**分確定県議開票結果□□郡.htm』とする。(※確定時刻の数字は半角。)

(ツ)ページタイトルを作成するため、タイトルの「変更」を押し、テキスト入力のダイアログボックスに「□□郡確定**時**分公表」(※確定時刻の数字は半角。)と入力し、「OK」を押す。

(テ)「Web ページとして発行」の画面に戻るので、印刷範囲、タイトル及びファイル名が正しく設定されていることを再度確認した上で、「発行した Web ページをブラウザで開く」にチェックが入っていることを確認し、一番下の「発行」を押す。

※ファイル名を確認する際には、ファイル名の部分にカーソルを合わせてスクロールさせる。

(ト)上記(ス)で指定したフォルダ内に、htm ファイル(.htm の拡張子が付いたファイル)が作成されたことを確認する。

(ナ)作成された htm ファイルが自動的に開くので、

①「ページ設定」で必ず「ヘッダー」と「フッター」が空になっていることを確認(印刷する帳票にファイルの絶対パス「L:¥自治振興課 H24以降¥09_選挙¥…」を印字させない。)

②「印刷プレビュー」で必ず体裁を確認(縦向きにし、見やすいように調整する。)した上で、印刷をする。ここで、副査は「県議、□□郡開票結果、県集計表**時**分確定、印刷しました。」と発声する。

(ニ)当該公表時刻用に印刷した県集計表の紙帳票をもとに、次の確認作業を行う。

・主査は、県集計表の紙帳票で市町村名欄の真上に「確定」(又は「中間」)の文字が記載されている市町村名を読み上げ、副査は、カゴ(県議・開票・写し未集計)に入っていた当該市町村の受信票(又は訂正報)の写しを手元にあることを改めて確認する。

・この際、ページタイトルが正しく記載されているか、印刷で抜けている部分はないかなどについても確認する(数値のチェックは受信担当までに行われているため不要。)。

・確認の結果、正しく出力されていることが確認できた場合、副査は市町村の各受信票(又は訂正報)写しの右上「○」文字の中に「レ」と書き込んで、まとめて個表の集計済みカゴに入れる。

・確認の結果、入力誤りがある場合は、調整係にその旨を告げ、誤りのあった市町村の受信票を受信担当に差し戻す(県集計表担当の作業での誤りによるものであれば、県集計表担当自身で直す。)

(ヌ)副査は、以上の確認作業を完了したら、「県議、□□郡開票結果、県集計表**時**分確定、確認しました。」と発声し、当該県集計表の紙帳票を発表係に回付する。また、カゴ(県議・開票・写し未集計)が空になっていることを確認する。

(ネ)主査は、htm ファイル及び公表ファイルを閉じる(改めて保存しない。)

イ メール送信担当

(ア)発表係がコピーを終了し、県集計表の紙帳票を県政記者室に提供するため速報本部を出発した後、メール送信担当は、事前に登録された報道機関のメールアドレスに BCC で、県集計表 htm ファイルを添付メールにより一斉送信する。送信前には「県議、□□郡開票結果、県集計表**時**分確定、メール送信します。」と発声し、送信後には「送信しました。」と発声する。

メールの件名は、県議開票結果□□郡**時**分確定とする。

ウ HP 担当

(ア)HP 担当は、メール送信担当が上記イ(ア)で「送信しました。」と発声したのを確認した後、県集計

表 htm ファイルのとりネット公表・更新作業を行う。更新前には「ホームページ、更新します。」と発声し、更新後には「ホームページ、更新しました。」と発声する。

(3) 最終確定処理

知事選挙、県議選挙の開票結果の最終確定処理において、公表するシートは以下のとおりである。

○知事選挙 ⇒ 「②知事得票状況【印刷用】」、「③知事開票結果」

○県議選挙 ⇒ 「③県議開票結果4市」、「④県議開票結果郡部」、「⑤県議党派別得票数」

ア 県集計表担当

全市町村の確定報（受信票写し）が揃い、調整係から処理を行うよう指示があり、受信担当から集計ファイルを保存した旨の発声があった後、県集計表担当は以下の作業を行う（受信担当による発声は、「知事（県議）、開票結果**時**分（※確定時刻）確定、集計ファイル、保存しました。」）。

①公表ファイルの出力

(ア) 主査は、最終確定時刻が表記された集計ファイル（『**時**分開票確定集計_ [知事（県議）] 集計ファイル.xls』（※時間は調整係が発声する確定時刻。)) を選択して開き、下記（イ）から（ク）までの作業を行い、引き継いだ集計ファイルを、別ファイルとして保存し直し、公表ファイルを用意する。

この間、副査は、最終確定処理の対象となる市町村受信票の写しが既に入っているカゴ（知事（県議）・開票・写し未集計）から受信票写しを取り出し、照合しやすいよう受信票写しの建成順並べ替え等を行う。

(イ) 「③県議開票結果4市」のシートを開いて、ウィンドウ左上の「ファイル」→「名前を付けて保存」を選択する。

(ウ) 「名前を付けて保存」のウィンドウが開くので、保存先を「L:自治振興課 H24 以降09_選挙26_統一地方選挙06_速報係98_本番(知事) (¥99_本番(県議))」とする。

(エ) ファイル名を『**時**分□□開票確定公表_ [知事（県議）] 集計ファイル.xls』（※「集計」の二文字のみを「公表」に変更する。）

(オ) ファイルの種類を「Excel 97-2003 ブック (*.xls)」とする（リストの中から選択）。

(カ) 「保存」を押す。すると、フォルダ L:自治振興課 H24 以降09_選挙26_統一地方選挙06_速報係98_本番(知事) (¥99_本番(県議)) に、『**時**分□□開票確定公表_ [知事（県議）] 集計ファイル.xls』（公表ファイル）が作成される。以後、公表ファイルに対して作業を行うこととなる。

(キ) 主査は、いったん Excel を閉じる。

②公表ファイル「確定」欄の手入力

(ク) 主査は、上記（カ）で作成された公表ファイル（**時**分□□開票確定公表_ [知事（県議）] 集計ファイル.xls）を改めて開く。

(ケ) 主査が開いた公表ファイルに対し、下記（コ）のとおり「確定」（場合によっては「訂正」もあり得る。）欄の入力作業を行う。

(コ) 副査は、発表係からあらかじめ回付され、カゴ（県議・開票・写し未集計）に入っていた受信票（又は訂正報）の写しがある市町村名を、次のとおり読み上げる。

・確定報の場合 「〇〇市（町村）、確定」

・訂正報の場合 「〇〇市（町村）、訂正」

副査の読み上げを受けて、主査は、公表ファイルにおいて、該当の市町村名の真上の欄に「確定」（又は「訂正」）を入力する（リスト選択型）。

(サ) 「確定」（又は「訂正」）の入力が終わったら、再度読み合わせを行い、入力誤りがないことを確認した後、「②知事得票状況（又は「③県議開票結果4市）」のシートを開いたまま、ウィンドウ左上の「上書き保存」を押す。

③県集計表・公表帳票の出力

(シ) 引き続き、主査は、上書き保存完了後の公表ファイルにおいて、次に掲げる各シートを開いて（※上記（サ）の手順により開かれている状態。）、ウィンドウ左上の「ファイル」→「名前を付けて保存」を選択する。

○知事選挙 ⇒ 「②知事得票状況」、「③知事開票結果」

○県議選挙 ⇒ 「③県議開票結果4市」、「④県議開票結果郡部」、「⑤県議党派別得票数」

(ス) 「名前を付けて保存」のウィンドウが開くので、保存先を「L:自治振興課 H24 以降09_選挙26_統一地方選挙06_速報係98_本番(知事) (¥99_本番(県議))」とする。

(セ) ファイルの種類を「Web ページ」とする（リストの中から選択）。

(ソ) 「発行」を押す。（「web ページとして発行」のウィンドウが開く。）

(タ) それぞれ次のとおりの選択から「印刷範囲」を選択する。

○知事選挙

・シート「②知事得票状況【印刷用】」 ⇒ 「②知事得票状況【印刷用】にあるアイテム」

・シート「③知事開票結果」 ⇒ 「③知事開票結果にあるアイテム」

○県議選挙

・シート「③県議開票結果4市」 ⇒ 「③県議開票結果4市にあるアイテム」

- ・シート「④県議開票結果郡部」 ⇒ 「④県議開票結果郡部 にあるアイテム」
- ・シート「⑤県議党派別得票数」 ⇒ 「⑤県議党派別得票数 にあるアイテム」

(チ) ファイル名はそれぞれ次のとおりとする。

○知事選挙

- ・シート「②知事得票状況【印刷用】」 ⇒ 『**時**分確定知事得票状況.htm』
- ・シート「③知事開票結果」 ⇒ 『**時**分確定知事開票結果.htm』

○県議選挙

- ・シート「③県議開票結果 4 市」 ⇒ 『**時**分確定県議開票結果 4 市.htm』
- ・シート「④県議開票結果郡部」 ⇒ 『**時**分確定県議開票結果郡部.htm』
- ・シート「⑤県議党派別得票数」 ⇒ 『**時**分確定県議党派別得票数.htm』

※**には確定時刻の半角数字が入る。

(ツ) ページタイトルを作成するため、タイトルの「変更」を押し、テキスト入力のダイアログボックスに「確定**時**分公表」(※確定時刻の数字は半角。)と入力し、「OK」を押し。

(テ) 「Web ページとして発行」の画面に戻るので、印刷範囲、タイトル及びファイル名が正しく設定されていることを再度確認した上で、「発行した Web ページをブラウザで開く」にチェックが入っていることを確認し、一番下の「発行」を押し。

※ファイル名を確認する際には、ファイル名の部分にカーソルを合わせてスクロールさせる。

(ト) 上記(ス)で指定したフォルダ内に、htm ファイル(.htm の拡張子が付いたファイル)が作成されたことを確認する。

(ナ) 作成された htm ファイルが自動的に開くので、

- ① 「ページ設定」で必ず「ヘッダー」と「フッター」が空になっていることを確認(印刷する帳票にファイルの絶対パス「L:自治振興課 H24 以降09_選挙...」を印字させない。)
- ② 「印刷プレビュー」で必ず体裁を確認(縦向きにし、見やすいように調整する。)した上で、印刷をする。ここで、副査は「知事(県議)、開票結果、県集計表**時**分確定、印刷しました。」と発声する。

(ニ) 当該公表時刻用に印刷した県集計表の紙帳票をもとに、次の確認作業を行う。

- ・主査は、県集計表の紙帳票で市町村名欄の真上に「確定」(又は「訂正」)の文字が記載されている市町村名を読み上げ、副査は、カゴ(知事(県議)・開票・写し未集計)に入っていた当該市町村の受信票(又は訂正報)の写しが手元にあることを改めて確認する。
- ・この際、ページタイトルが正しく記載されているか、印刷で抜けている部分はないかなどについても確認する(数値のチェックは受信担当までに行われているため不要。)
- ・確認の結果、正しく出力されていることが確認できた場合、副査は市町村の各受信票(又は訂正報)写しの右上「○」文字の中に「L」と書き込んで、まとめて個表の集計済みカゴに入れる。
- ・確認の結果、入力誤りがある場合は、調整係にその旨を告げ、誤りのあった市町村の受信票を受信担当に差し戻す(県集計表担当の作業での誤りによるものであれば、県集計表担当自身で直す。)

(ヌ) 副査は、以上の確認作業を完了したら、「県議、開票結果、県集計表**時**分確定、確認しました。」と発声し、当該県集計表の紙帳票を発表係に回付する。また、カゴ(知事(県議)・開票・写し未集計)が空になっていることを確認する。

(ネ) 主査は、htm ファイル及び公表ファイルを閉じる(改めて保存しない。)

イ メール送信担当

(ア) 発表係がコピーを終了し、県集計表の紙帳票を県政記者室に提供するため速報本部を出発した後、 メール送信担当は、事前に登録された報道機関のメールアドレスに BCC で、県集計表 htm ファイルを添付メールにより一斉送信する。送信前には「知事(県議)、開票結果、県集計表**時**分確定、メール送信します。」と発声し、送信後には「送信しました。」と発声する。

メールの件名は、[知事(県議)開票結果**時**分確定]とする。

ウ HP 担当

(ア) HP 担当は、メール送信担当が上記イ(ア)で「送信しました。」と発声したのを確認した後、県集計表 htm ファイルのとりネット公表・更新作業を行う。更新前には「ホームページ、更新します。」と発声し、更新後には「ホームページ、更新しました。」と発声する。

※ 訂正報があった場合の処理

基本的には、調整係の指示のもと、受信担当の集計ファイル保存作業が終了した後に、公表ファイルの出力、公表ファイル「確定」欄の手入力、県集計表・公表帳票の出力、報道機関へのメール送信、ホームページ更新を行う。留意事項は以下のとおりである。

【投票結果】

ア 最終確定処理までに訂正報があった場合

(ア) 公表ファイル及び htm ファイルのファイル名は、通常処理の場合と同様で構わない。

(イ) メールの件名は、[知事(県議)投票結果**時**分中間(訂正あり)]と記入し、メール本文に訂正箇所(調整係から要約の指示を受ける。)と訂正理由(発表係が配布する訂正報より転記する。)を記入する。

例) ○○町 投票者数 (理由:入力ミス)

男 誤100 → 正120 女 誤120 → 正100

イ 最終確定処理後に訂正報があった場合

(ア) 公表ファイルのファイル名は、次のとおりとする。

『**時**分投票確定(訂正)公表 [知事] 集計ファイル.xls』

『**時**分投票確定(訂正)公表 [県議] 集計ファイル.xls』

(イ) htm ファイルのファイル名は、次のとおりとする。

『**時**分確定知事投票結果(訂正).htm』

『**時**分確定県議投票結果(訂正).htm』

(ウ) htm ファイルのページタイトルは、「訂正**時**分公表」とする。

(エ) メール の 件名 は、例) [知事(県議)投票結果**時**分確定(訂正)] と記入し、メール本文に訂正箇所(調整係から要約の指示を受ける。)と訂正理由(発表係が配布する訂正報より転記する。)を記入する。

【開票結果(知事選挙)】

ア 最終確定処理までに訂正報があった場合

(ア) 公表ファイル及び htm ファイルのファイル名は、通常処理の場合と同様で構わない。

(イ) メール の 件名 は、[知事開票結果**時**分中間(訂正あり)] と記入し、メール本文に訂正箇所(調整係から要約の指示を受ける。)と訂正理由(発表係が配布する訂正報より転記する。)を記入する。

イ 最終確定処理後に訂正報があった場合

(ア) 公表ファイルのファイル名は、次のとおりとする。

『**時**分開票確定(訂正)公表_開票集計ファイル_知事.xls』

(イ) htm ファイルのファイル名は、次のとおりとする。

『**時**分確定知事開票結果(訂正).htm』

(ウ) htm ファイルのページタイトルは、「訂正**時**分公表」とする。

(エ) メール の 件名 は [知事開票結果**時**分確定(訂正)] と記入し、メール本文に訂正箇所(調整係から要約の指示を受ける。)と訂正理由(発表係が配布する訂正報より転記する。)を記入する。

【開票結果(県議選挙)】

ア 最終確定処理までに訂正報があった場合

(ア) 訂正団体が市又は岩美町の場合

① 公表ファイル及び htm ファイルのファイル名は、通常処理の場合と同様で構わない。

② メール の 件名 は、[県議開票結果**時**分中間(訂正あり)] と記入し、メール本文に訂正箇所(調整係から要約の指示を受ける。)と訂正理由(発表係が配布する訂正報より転記する。)を記入する。

(イ) 訂正団体が町村(岩美町を除く。)で、当該の郡選挙区がまだ確定していない場合

① 公表ファイル及び htm ファイルのファイル名は、通常処理の場合と同様で構わない。

② メール の 件名 は、[県議開票結果**時**分中間(訂正あり)] と記入し、メール本文に訂正箇所(調整係から要約の指示を受ける。)と訂正理由(発表係が配布する訂正報より転記する。)を記入する。

(ウ) 訂正団体が町村(岩美町を除く。)で、当該の郡選挙区がすでに確定している場合

① 公表ファイルのファイル名は、次のとおりとする。

『**時**分□□郡開票確定(訂正)公表 [県議] 集計ファイル.xls』

② htm ファイルのファイル名は、次のとおりとする。

『**時**分確定県議開票結果□□郡(訂正).htm』

③ htm ファイルのページタイトルは、「□□郡訂正**時**分公表」とする。

④ メール の 件名 は [県議開票結果□□郡**時**分確定(訂正)] と記入し、メール本文に訂正箇所(調整係から要約の指示を受ける。)と訂正理由(発表係が配布する訂正報より転記する。)を記入する。

イ 最終確定処理後に訂正があった場合

(ア) 公表ファイルのファイル名は、次のとおりとする。

『**時**分開票確定(訂正)公表 [県議] 集計ファイル.xls』

(イ) htm ファイルのファイル名は、次のとおりとする。

『**時**分確定県議開票結果4市(訂正).htm』

『**時**分確定県議開票結果郡部(訂正).htm』

『**時**分確定県議党派別得票数(訂正).htm』

(ウ) htm ファイルのページタイトルは、「訂正**時**分公表」とする。

(エ) メール の 件名 は [県議開票結果**時**分確定(訂正)] と記入し、メール本文に訂正箇所(調整係から要約の指示を受ける。)と訂正理由(発表係が配布する訂正報より転記する。)を記入する。

4 委員会又は選挙長の告示

委員会告示

内容	告示日	告示番号	登載 県公報
鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始日	平成27年3月20日	12	8683
鳥取県知事選挙の実施	平成27年3月26日	14	号外33
鳥取県知事選挙における選挙長等の選任	平成27年3月26日	15	号外33
鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所	平成27年3月26日	16	号外33
鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式	平成27年3月26日	17	号外33
鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印	平成27年3月26日	18	号外33
鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等	平成27年3月26日	19	号外33
鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等	平成27年3月26日	20	号外33
鳥取県知事選挙における選挙会の場所等	平成27年3月26日	21	号外33
鳥取県知事選挙における選挙運動費用制限額	平成27年3月26日	22	号外34
鳥取県議会議員一般選挙におけるポスター掲示の開始日	平成27年3月27日	24	8685
鳥取県知事選挙における政見放送の日時等	平成27年3月27日	25	号外39
鳥取県議会議員一般選挙の実施	平成27年4月3日	27	号外46
鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任	平成27年4月3日	28	号外46
鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所	平成27年4月3日	29	号外46
鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式	平成27年4月3日	30	号外46
鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印	平成27年4月3日	31	号外46
鳥取県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等	平成27年4月3日	32	号外46
鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等	平成27年4月3日	33	号外46
鳥取県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示	平成27年4月3日	34	号外46
鳥取県議会議員一般選挙における選挙運動費用制限額	平成27年4月3日	35	号外47
鳥取県知事選挙における当選人の住所等	平成27年4月14日	37	号外49
鳥取県議会議員一般選挙における当選人の住所等	平成27年4月15日	38	号外50

選挙長告示(知事選挙)

内容	告示日	告示番号	登載 県公報
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等	平成27年3月26日	1	号外33
鳥取県知事選挙における候補者の届出	平成27年3月27日	2	号外38

選挙長告示(県議選挙区)

内容	告示日	告示番号	登載 県公報
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(鳥取市)	平成27年4月3日	1	号外46
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(米子市)	平成27年4月3日	1	号外46
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(倉吉市)	平成27年4月3日	1	号外46
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(境港市)	平成27年4月3日	1	号外46
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(岩美郡)	平成27年4月3日	1	号外46
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(八頭郡)	平成27年4月3日	1	号外46
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(東伯郡)	平成27年4月3日	1	号外46
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(西伯郡)	平成27年4月3日	1	号外46
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等(日野郡)	平成27年4月3日	1	号外46
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(鳥取市)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(米子市)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(倉吉市)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(境港市)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(岩美郡)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(八頭郡)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(東伯郡)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(西伯郡)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙における候補者の届出(日野郡)	平成27年4月4日	2	号外48
鳥取県議会議員一般選挙の無投票(岩美郡)	平成27年4月4日	3	号外48
鳥取県議会議員一般選挙の無投票(東伯郡)	平成27年4月4日	3	号外48
鳥取県議会議員一般選挙の無投票(日野郡)	平成27年4月4日	3	号外48

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

平成27年4月12日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成27年3月26日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成27年3月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

平成27年3月26日 木曜日

鳥取県公報

号外第33号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成26年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を平成27年4月12日に行うので、同法第2条の規定により告示する。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 選挙長 米子市八幡224-4 相見 慎
- 2 選挙長の職務代理者 鳥取市立川町五丁目159-15 酒嶋 優

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 平成27年3月26日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 2 平成27年3月27日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

平成二十七年執行		鳥取県 選挙管理 委員会印
鳥取県知事選挙投票		
候補者氏名		
<p>○注意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票		鳥取県 選挙管理 委員会印
平成二十七年執行		
鳥取県知事選挙投票		
候補者氏名		
<p>○注意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「チジ」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 寅

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 平成27年3月26日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 平成27年3月27日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 平成27年4月14日 午後2時

鳥取県知事選挙選挙長告示**鳥取県知事選挙選挙長告示第1号**

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成27年3月26日

鳥取県知事選挙選挙長 相 見 慎

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
2 日 時 平成27年4月9日 午後5時10分

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、27,537,000円であるので、同法第196条の規定により告示する。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成27年3月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,535
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,672
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,119
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,149
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,259
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,494
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,715
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,428
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,278
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,015
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,078
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,492

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成27年4月12日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条第1項に規定する掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成27年4月3日と定められたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

平成27年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県知事選挙選挙長告示

鳥取県知事選挙選挙長告示第2号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙における候補者として、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第11項の規定により告示する。

平成27年3月27日

鳥取県知事選挙選挙長 相 見 慎

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出 の別	候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	党派	職業
1	平成27年 3月26日	本人 届出	いわなが 岩永 なおゆき	兵庫県	鳥取県鳥取市古海 1114	昭和31年 11月26日	無所属	政党役員
2	平成27年 3月26日	本人 届出	ひらい 平井 しんじ	東京都	鳥取県鳥取市東町 一丁目133	昭和36年 9月17日	無所属	鳥取県 知事

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

平成27年4月12日執行の鳥取県知事選挙において実施する政見放送における各候補者の政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により次のとおり定めたので、告示する。

平成27年3月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

実施放送局名	テレビ、 ラジオの 別	回数	放 送 日 時			放 送 の 順 序	
			月 日	曜日	開始時間	1	2
日本放送協会鳥取放送局	テレビ	第1回	4月1日	水	午後6時40分	岩 永	平 井
		第2回	4月9日	木	午前7時30分	岩 永	平 井
	ラジオ	第1回	4月3日	金	午前7時25分	岩 永	平 井
		第2回	4月8日	水	午後0時30分	岩 永	平 井
株式会社山陰放送	テレビ	第1回	4月7日	火	午前10時15分	平 井	岩 永
	ラジオ	第1回	4月5日	日	午後4時15分	平 井	岩 永
山陰中央テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	4月2日	木	午後3時10分	岩 永	平 井
日本海テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	4月1日	水	午前10時55分	平 井	岩 永

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成26年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を平成27年4月12日に行うので、同法第2条の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成27年4月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

選挙区	選挙すべき議員の数
鳥取市	12 人
米子市	9 人
倉吉市	3 人
境港市	2 人
岩美郡	1 人
八頭郡	2 人
東伯郡	3 人
西伯郡	2 人
日野郡	1 人

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

平成27年4月12日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成27年4月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

選挙区	選挙長		選挙長の職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
鳥取市	鳥取市安長240-37	英 義人	鳥取市吉成169-3	橋本 修
米子市	米子市尾高1723	山根 淳史	東伯郡北栄町大島886	大西 孝弘
倉吉市	倉吉市昭和町一丁目115-3	吉田 圭子	鳥取市田園町四丁目371	桐林 正彦
境港市	鳥取市吉方温泉三丁目852	安本 俊夫	米子市富益町555	松本 康右
岩美郡	岩美郡岩美町大字陸上574	小原 大忍	岩美郡岩美町大字岩本456	西村 善野
八頭郡	鳥取市浜坂三丁目5-10	大口 久志	鳥取市松並町二丁目529-8	花原 雄一
東伯郡	鳥取市的場145-5	西山 信一	鳥取市青谷町栄町390-11	大口 豊
西伯郡	倉吉市谷80-2	明里 利彦	鳥取市卯垣五丁目3	米山 肇

日野郡	日野郡日野町中菅249	埜田 淳一	米子市吉谷 251-2	八幡 徳弘
-----	-------------	-------	-------------	-------

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

平成27年4月12日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成27年4月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 平成27年4月3日

選挙区	場 所	
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎講堂
米子市	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所講堂
倉吉市	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所講堂
境港市	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所講堂
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場大会議室
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎第1会議室
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所第201会議室及び第202会議室
西伯郡	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所第2会議室
日野郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県西部総合事務所日野振興センター大会議室

2 平成27年4月4日以降

選挙区	場 所	
鳥取市	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部庁舎
米子市	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所
倉吉市	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所
境港市	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所
岩美郡	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町役場
八頭郡	八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭庁舎
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所
日野郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県西部総合事務所日野振興センター

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

平成27年4月12日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成27年4月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

平成二十七年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票 鳥取県 選挙管理 委員会印	候補者氏名 	○注意 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
--	-------------------------------	--

備考
 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票 平成二十七年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票 鳥取県 選挙管理 委員会印	候補者氏名 	○注意 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
--	-------------------------------	--

備考
 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
 3 点字の表示内容は、「ケンギ」とする。
 4 点字の表記については、公職選挙法施行令別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

平成27年4月12日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成27年4月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 眞